

第五次宜野湾市総合計画 前期基本計画

(案)

第1章 はじめに

1 節 前期基本計画の位置づけ

前期基本計画は、基本構想で掲げた将来都市像の実現のため、6つの分野ごとの取り組みを整理し、その基本的な方向を位置づけています。

コラム

●第五次宜野湾市総合計画とSDGsの関係

SDGsは、平成27(2015)年9月に国連で採択された「持続可能な開発目標」のことで、「誰一人取り残さない」という理念のもと、「持続可能な世界を実現する」ことを目指した、令和12(2030)年を達成期限とする17のゴール、169のターゲットを示しています。

本市においても、人口減少や少子高齢化の進行等を踏まえて、持続可能なまちづくりを進める必要があります。前期基本計画で取り組む方向性は、SDGsが目指すところと一致していることから、地方自治体として、SDGsに貢献することを念頭に、本計画を推進します。

<SDGsの目指す17の目標>



2 節 計画期間

前期基本計画の計画期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度の5年間とします。

3節 施策体系図

第五次宜野湾市総合計画基本構想において掲げた将来都市像「ねたてのまち宜野湾～健やかに、心豊かに育む未来～」の実現を目指し、分野別に6つの基本目標を定めています。

前期基本計画では、この6つの基本目標に沿った30の基本施策について体系化し、位置づけます。

基本目標		基本施策
目標1	協働の推進による持続可能なまち	(1) 協働のまちづくりと開かれた行政の推進
		(2) 男女共同参画の推進
		(3) 国際・国内交流の推進
		(4) 効果的・効率的な行財政運営の推進
目標2	こどもたちが安心して、心豊かに成長できるまち	(1) 子育て支援・子育て環境の充実
		(2) 児童虐待・DVの防止
		(3) 誰一人取り残さない支援体制の構築
		(4) 未来を担う人間力の育成
		(5) 地域とともにある学校づくりの推進と教育環境の充実
		(6) 地域活動を通じた学びの充実と文化の継承
目標3	いつまでも健やかに生き生きと暮らせるまち	(1) 健康づくりの推進
		(2) 地域福祉の推進
		(3) 障がい者福祉の充実
		(4) 高齢者福祉・介護の充実
目標4	宜野湾の特性を活かした賑わいと活力のあるまち	(1) 観光・リゾート産業の振興
		(2) 商工業の振興及び商店街の活性化
		(3) 情報通信産業の振興
		(4) 企業立地と人材育成、新たな働き方による就労の促進
		(5) 都市農業・漁業の振興
目標5	すべての人が安全・安心で快適に暮らせるまち	(1) 防災及び救急・消防体制の強化
		(2) 交通安全・防犯対策の強化
		(3) 環境保全や循環型社会の形成
		(4) 公害・環境衛生対策の推進
		(5) 快適な生活環境の整備
		(6) 交通ネットワークの整備
		(7) 上・下水道の整備
		(8) 公園・緑地及び墓園等の整備
目標6	平和をつなぎ、未来へ発展するまち	(1) 基地問題への対応
		(2) 基地跡地利用の推進
		(3) 平和行政・平和教育の推進

1 節 基本施策の見方

基本施策は、次のような構成でまとめています。

実現を目指したいまちの姿を記載しています。

取り組みに明確な方向性を与えるため、目標指標を設定しています。
令和11(2029)年度を目標値設定年度とし、次期計画策定に向けて評価を行います。
なお、現状値について、令和5(2023)年度において取り組みがなかったものはハイフン「-」で表示しています。

基本施策ごとの現状及び課題を記載しています。

基本施策（1）協働のまちづくりと開かれた行政の推進

目指すまちの姿

● 市民、自治会、市民団体、企業、教育機関、行政等がお互いの持つ特性を活かしながら、地域活動の活発化や市民への情報発信に加えて、市民ニーズを的確に把握し反映することができる仕組みづくりにより、市民誰もが参画し、自分らしく活躍できるまちを目指します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
自治会新規加入世帯数	182 世帯	200 世帯
地域リーダー等養成講座修了生 （延べ人数）	15 人	100 人
地域づくり推進事業団体数 （延べ団体数）	5 団体	20 団体

現状と課題

- ICT を活用した地域課題解決策を学ぶ講座をきっかけにシビックテック団体が発足するなど、講座を通じた市民参画に取り組んでおり、今後も市民が参画しやすい仕組み・場づくりが必要です。
- 地域コミュニティの拠点となる公民館が老朽化し、自治会活動に支障をきたしているため、建替え、改修等の整備・支援が必要です。
- 自治会加入促進の取り組みを行っているものの、自治会の加入率は年々低下しており、加入世帯を増やすための継続的な取り組み等、地域活動の担い手を確保する必要があります。
- 地域づくりを行う市民活動団体等を育成・支援することを目的に、市民活動に必要な経費の助成や情報提供等に取り組んでいます。今後も継続的に活動できるよう、支援や情報提供等に取り組む必要があります。
- 活動団体同士の交流が十分でないため、他の活動団体や機関等との交流促進等、協働しやすい環境整備が必要です。
- 市政情報の発信にあたっては、「市報ぎのわん」や「市勢要覧」の発行、ホームページやSNS（LINE、Facebook、Instagram）の活用をしています。
- 市政情報の多言語化に引き続き取り組むとともに、ウェブアクセシビリティの向上を図るなど、市民に市政情報が行き届くための取り組みが必要です。
- 個別計画策定時の市民アンケート等を通して、広聴活動に取り組んでいます。

基本施策ごとに、該当する SDGs
の目標を整理しています。

計画期間中に実施
する施策及びその
取り組み方針、主
な取り組みを記載
しています。



施策の展開

①市民参加の促進

市民や市内で働く人々、関係団体等がボランティア活動やワークショップ、講演会等を通して、市政や地域活動等に参加しやすい仕組みを構築します。

【主な取り組み】

- ▶誰もが参加しやすい地域講座等の企画・開催

②協働の主体の育成・支援と自治会への加入促進

協働によるまちづくりを進めるために、協働の主体（自治会、NPO、ボランティア団体、市民団体、教育機関等）に対する支援・育成に取り組みます。

特に、地域活動の主体となる自治会について、人材育成や活動拠点の整備とともに積極的な周知等により加入を促進します。

【主な取り組み】

- ▶活動拠点の整備及び維持管理
- ▶自治会活動の広報、周知
- ▶地域づくりを行う市民活動団体等への支援
- ▶地域リーダーの育成及び活用

③協働による取り組みをしやすくするための環境整備

市民団体の状況等を把握し、必要な支援を行うとともに、その活動情報を広く周知し、活動団体相互の連携を促進します。

【主な取り組み】

- ▶自治会、NPO、ボランティア団体、市民団体、企業等の交流機会の創出

④広報・広聴活動の充実

市報、ホームページ、コミュニティラジオ局、SNS等のさらなる充実及び積極的な市政情報の発信に努めます。また、誰もが必要な情報を取得・活用できるようオープンデータの推進に取り組むほか、市政に対する市民のご意見等を把握するための広聴活動を引き続き実施します。

【主な取り組み】

- ▶多くの媒体（紙、ラジオ、SNS、ホームページ等）を活用したわかりやすい市政情報の発信
- ▶ウェブアクセシビリティの向上
- ▶日常的な広聴活動の実施・周知

基本目標 1

協働の推進による持続可能なまち

基本施策（１）協働のまちづくりと開かれた行政の推進

目指すまちの姿

市民、自治会、市民団体、企業、教育機関、行政等がお互いの持つ特性を活かしながら、地域活動の活発化や市民への情報発信に加えて、市民ニーズを的確に把握し反映することができる仕組みづくりにより、市民誰もが参画し、自分らしく活躍できるまちを目指します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
自治会新規加入世帯数	182 世帯	200 世帯
地域リーダー等養成講座修了生 （延べ人数）	15 人	100 人
地域づくり推進事業団体数 （延べ団体数）	5 団体	20 団体

現状と課題

- ICT を活用した地域課題解決策を学ぶ講座をきっかけにシビックテック団体が発足するなど、講座を通じた市民参画に取り組んでおり、今後も市民が参画しやすい仕組み・場づくりが必要です。
- 地域コミュニティの拠点となる公民館が老朽化し、自治会活動に支障をきたしているため、建て替え、改修等の整備・支援が必要です。
- 自治会加入促進の取り組みを行っているものの、自治会の加入率は年々低下しており、加入世帯を増やすための継続的な取り組み等、地域活動の担い手を確保することが必要です。
- 地域づくりを行う市民活動団体等を育成・支援することを目的に、市民活動に必要な経費の助成や情報提供等に取り組んでいます。今後も継続的に活動できるよう、支援や情報提供等に取り組むことが必要です。
- 活動団体同士の交流が十分でないため、他の活動団体や機関等との交流促進等、協働しやすい環境整備が必要です。
- 市政情報の発信に当たっては、「市報ぎのわん」や「市勢要覧」の発行、ホームページやSNS（LINE、Facebook、Instagram）を活用しています。
- 市政情報の多言語化に引き続き取り組むとともに、ウェブアクセシビリティの向上を図るなど、市民に市政情報が行き届くための取り組みが必要です。
- 個別計画策定時の市民アンケート等を通して、広聴活動に取り組んでいます。

施策の展開

①市民参加の促進

市民や市内で働く人々、関係団体等がボランティア活動やワークショップ、講演会等を通して、市政や地域活動等に参加しやすい仕組みを構築します。

【主な取り組み】

- ▶ 誰もが参加しやすい地域講座等の企画・開催

②協働の主体の育成・支援と自治会への加入促進

協働によるまちづくりを進めるために、協働の主体（自治会、NPO、ボランティア団体、市民団体、教育機関等）に対する支援・育成に取り組みます。

特に、地域活動の主体となる自治会について、人材育成や活動拠点の整備とともに積極的な周知等により加入を促進します。

【主な取り組み】

- ▶ 活動拠点の整備及び維持管理
- ▶ 自治会活動の広報、周知
- ▶ 地域づくりを行う市民活動団体等への支援
- ▶ 地域リーダーの育成及び活用

③協働による取り組みをしやすいための環境整備

市民団体の状況等を把握し、必要な支援を行うとともに、その活動情報を広く周知し、活動団体相互の連携を促進します。

【主な取り組み】

- ▶ 自治会、NPO、ボランティア団体、市民団体、企業等の交流機会の創出

④広報・広聴活動の充実

市報、ホームページ、コミュニティラジオ局、SNS等のさらなる充実及び積極的な市政情報の発信に努めます。また、誰もが必要な情報を取得・活用できるようオープンデータの推進に取り組むほか、市政に対する市民のご意見等を把握するための広聴活動を引き続き実施します。

【主な取り組み】

- ▶ 多くの媒体（紙、ラジオ、SNS、ホームページ等）を活用したわかりやすい市政情報の発信
- ▶ ウェブアクセシビリティの向上
- ▶ 日常的な広聴活動の実施・周知

基本施策（２）男女共同参画の推進

目指すまちの姿

男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発や、一人ひとりの意欲と個性が発揮される環境の整備により、性別や年齢、国籍等にとらわれず、誰もが多様な場面で活躍することができる社会を目指します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
市の附属機関として設置されている審議会等の委員に占める女性の割合	30.2%	40～60%
両親学級（こうのとりのクラブ）への父親の参加率	85.9%	86%以上
2週間以上の育児休業を取得した男性職員	53.3%	60%
市管理職に占める女性の割合	26.1%	30%

現状と課題

- 本市では、「はごろもぷらん」を策定しており、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進しています。
- 男女共同参画支援センターふくふく等における各種講座や講演会、市民向け出前講座の開催について情報提供を行い、市民の講座等への参加促進及び男女共同参画社会の実現に向け、意識啓発を図っています。
- 人材育成交流センターめぶきにおいて、女性の様々な悩みや問題に関する相談窓口を設け、関係機関との連携を図っています。
- 相談内容が年々多様化・複雑化しているほか、相談件数も増加傾向にあり、女性相談の重要性が高まっていることから、積極的な周知や取り組みの充実が必要です。

施策の展開

①男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発と多様性を認め合う社会づくり

男女がともに社会の様々な場面へ参画し、その個性と能力を対等に発揮できる社会を形成していくために、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、一人ひとりがそれを意識し、行動できるよう、市報・ホームページ等、様々な媒体や機会を通じて市民への意識啓発に取り組みます。

また、性別・年齢・人種・能力・価値観など、多様性を認め合う社会の実現に向けて取り組みます。

【主な取り組み】

- ▶ 学校教育・保育、社会教育における男女平等教育の充実
- ▶ 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発
- ▶ お互いの性に配慮した健康支援・性教育等の充実
- ▶ 人権の尊重と広い視野で多様性を認め合う社会づくり
- ▶ DV等防止に向けた取り組みと各種ハラスメント防止対策の強化

②男女がともに能力を発揮するための意識づくりと環境づくり

男女がともに協力し合い、自立した社会生活を送るために、自身が持つ能力を最大限発揮できる社会や環境づくりを推進します。

また、性別にとらわれず、多様な場面で活躍するための能力向上支援や人材育成の充実を図ります。

【主な取り組み】

- ▶ 政策・方針決定の場における女性登用の促進
- ▶ 市内事業所への広報・啓発活動
- ▶ 家庭・地域・職場における男女共同参画の啓発
- ▶ 女性リーダー育成支援の充実
- ▶ 男性の育児休業取得の促進

基本施策（3）国際・国内交流の推進

目指すまちの姿

多彩な交流の機会を創出し、文化や生活様式の違いを理解し尊重し合う、国際感覚豊かな市民の育成を図ります。また、地域に住む外国人も安心して暮らすことができる多文化共生のまちを目指します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
都市間交流事業数（延べ回数）	-	10回
市政情報の多言語発信件数	24件	36件

現状と課題

- 様々な分野のグローバル化に対応するため、引き続き市民の国際感覚の醸成を図ることが必要です。
- 本市は国内姉妹都市等が一つもないことから、都市間交流事業が少ないことが課題です。
- 国際感覚豊かな人材育成を図ることを目的とし、中国^{アモイ}厦門理工学院への留学生派遣事業に取り組んでいます。
- 平成27（2015）年度から沖縄県多文化共生モデル事業のモデル自治体として、通訳コーディネーターを配置し、平成29（2017）年度以降は国際交流員を配置しています。
- 近年、本市の在住外国人は増加傾向にあるため、市政情報の発信や行政手続きに対する多言語対応の充実、やさしい日本語の普及に取り組み、在住外国人に対するサービス向上や地域住民の多文化共生への理解を進めることが必要です。
- 本市へ転入した外国人に対して、ごみ出しルールを翻訳した資料や多言語生活ガイドブックなどをまとめた「ウェルカムパッケージ」を配布しています。

施策の展開

① 多彩な交流機会の創出

友好都市や世界のウチナーンチュ大会等の受け入れを契機とした平和、文化、経済等による国内外の交流を推進します。

また、宜野湾市国際交流協会の活動を支援するとともに、市内在住外国人と市民の交流機会の創出に努めます。

さらに、国内姉妹都市等の提携に向けた取り組みを行い、都市間交流の拡大を図ります。

【主な取り組み】

- ▶ 国内外における平和、文化、経済交流の強化
- ▶ 宜野湾市国際交流協会の活動支援
- ▶ 在住外国人との交流機会の創出
- ▶ 国内姉妹都市等の提携と都市間交流の拡大

② 国際感覚豊かな市民の育成

留学支援、各種語学講座等を通して、文化や生活様式の違いを理解し、尊重し合う国際感覚豊かな市民の育成に取り組みます。

【主な取り組み】

- ▶ 国際感覚豊かな人材育成の充実

③ 多文化共生地域づくりの推進

在住外国人が増加傾向にあることから、在住外国人の暮らしやすい環境づくりを進め、日本人住民と在住外国人が地域社会で共生するための社会づくりを推進します。

【主な取り組み】

- ▶ 在住外国人の行政手続き支援
- ▶ 市政情報の多言語対応

基本施策（４）効果的・効率的な行財政運営の推進

目指すまちの姿

自治体 DX の推進、民間活力の導入及び職員の能力開発に取り組むとともに、自主財源の確保及びさらなる経費の節減により、効果的・効率的な行財政運営を推進し、持続可能で質の高い市民サービスを提供できるまちを目指します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
各種証明書のコンビニ交付割合	32%	70%
市税収納率	98.7%	98.7%以上
宜野湾市ふるさと応援寄附額	8,024 万円	1 億円
オンライン申請可能な手続き数	53 件	85 件
キャッシュレス決済導入手続き数	17 件	20 件
窓口予約システム導入部署数	2 件	10 件

現状と課題

- 効果的・効率的な行財政運営に向け、令和 6（2024）年 3 月に策定した宜野湾市 DX 推進計画を基に行政手続きのオンライン化、自治体窓口のデジタル化などの取り組みを推進する必要があります。
- 市民ニーズの多様化・高度化、法令改正への対応等により、職員の業務負担が増加する中、必要な人材確保ができていない状況です。ワークライフバランスを重視した働きやすい環境づくり等、就労満足度の向上や担い手確保に向けた取り組みが必要です。
- 職場内外研修の充実を図り、職員の意識改革や人材育成に一定の効果は得られています。年々多様化する市民ニーズに対応していくため、引き続き、職員のさらなる意識改革による組織の活性化、組織力の最大化を図る必要があります。
- 行財政改革大綱に基づき行財政改革に取り組んでいますが、財政状況は依然として厳しい状況にあります。将来にわたって安定的に市民サービスを提供していくため、引き続き歳入面における自主財源の確保、歳出の削減等に取り組む必要があります。
- これまでの決算データをベースとした財政シミュレーションの結果、市の財政を安定的に運営するためには、新規公共施設の建設の抑制や既存施設の長寿命化等、中長期的な視点で財政負担の軽減及び平準化を図る必要があります。



施策の展開

①自治体 DX の取り組みの推進

先進的なデジタル技術の活用により、自治体窓口や事務処理のデジタル化、自動化などによるDXを推進し、市民の利便性の向上や業務効率化を促進します。

併せて、市民の情報を安全・安心に取り扱うために情報セキュリティ対策の強化に努めます。

【主な取り組み】

- ▶ 行政手続きオンライン化、自治体窓口や事務処理のデジタル化等のDXの推進
- ▶ 情報セキュリティ対策の強化

②民間活力導入の推進と効果的な組織づくりの推進

限られた人員で最大限の効果を上げるため、指定管理者制度やPPP/PFI方式等、民間活力の導入を推進します。また、多様化する市民ニーズに対応するため、効果的な組織体制づくりに努めます。

【主な取り組み】

- ▶ 民間活力の導入
- ▶ 高等教育機関との連携
- ▶ 組織体制の再編や効果的な人員配置

③人材の育成・確保

宜野湾市人材育成基本方針に基づき、人事管理、研修管理、職場環境を3つの柱として相互に連携させ、継続的に職員のやる気や向上心を高め、行政の経営資源としての人材育成に努めます。

【主な取り組み】

- ▶ 人事評価結果の活用
- ▶ 職員養成のための各種研修の実施
- ▶ 職員のメンタルヘルス対策

④自主性・自立性の高い行財政運営の推進

公平、適正な課税業務と納税業務の推進や、公共施設の使用料や手数料等の見直し等、自主財源の確保に努めます。また、行財政改革大綱に基づき、事業費全般の点検・見直しを行うとともに、宜野湾市公共施設等総合管理計画による公共施設の適正管理及び特別会計の健全化に向けた取り組みを進めます。厳しい財政状況を踏まえ、新たな財源の確保、事業の見直し等に取り組み、健全な財政運営に努めます。さらに、財政状況の周知、納税や政策への理解促進に努めます。

【主な取り組み】

- ▶ 特別会計の健全化
- ▶ 財政状況の周知
- ▶ 公共施設等の使用料や証明書等の手数料の見直し
- ▶ 公共建築物の施設保有量の適正管理
- ▶ 財務書類・固定資産台帳の活用

基本目標 2

こどもたちが安心して、
心豊かに成長できるまち

基本施策（１）子育て支援・子育て環境の充実

目指すまちの姿

子育て環境のさらなる充実に向け、待機児童解消に向けた取り組みや子育て支援ネットワークづくり、ひとり親家庭への自立支援の推進により、希望する誰もが子どもを持ち、未来の担い手である子どもたちが夢を持ち笑顔で健やかに育つまちを目指します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
保育施設の待機児童数	32人	0人
放課後児童クラブの待機児童数	76人	0人
高等職業訓練促進給付金を受給して資格を取得した者に占める就職者の割合	83%	90%
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	93.7%	95.3%以上

現状と課題

- こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする「こどもまんなか社会」を目指すための新たな司令塔として、令和5（2023）年4月にこども家庭庁が発足しました。
- 待機児童の解消のみならず、潜在的待機児童の解消を図る必要があります。また、保育士不足等により受け入れができていない施設もあるため、子育て支援事業に従事する保育従事者（有資格者）の確保が必要です。
- 延長保育事業や病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の実施等、多様な子育て支援サービスが求められており、ニーズに対応した取り組みが必要です。
- 令和6（2024）年2月に策定した「宜野湾市立幼稚園・保育所の認定こども園移行等に関する基本計画」に基づき、市立幼稚園全てを幼保連携型認定こども園へ移行していきます。
- こども医療費助成は、令和4（2022）年4月から自己負担1,000円を廃止し、中学卒業までの入通院分まで対象を拡大しています。
- 放課後の安全・安心な児童の居場所確保のため、児童センターの適正配置及び公立の放課後児童クラブの拡充並びに開所時間の延長が求められています。
- 母子・父子自立支援員がひとり親家庭の相談に応じ、自立に必要な情報提供及び指導を行っています。今後も継続的な取り組みが必要です。



施策の展開

①安心できる子育て環境の充実

保育を必要とする家庭・児童への対応を図るため、待機児童解消や多様な保育サービスの充実、保育環境と保育士の質の向上に取り組みます。

すべてのこども・子育て家庭を支援するため、子育てに係る経済的負担の軽減に取り組み、また、地域人材や各種資源等の協力のもと、子育てに対する不安の解消や交流、支え合いの仕組みの充実を図ります。

「こども未来戦略」に記載された「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」基本理念の下、保育・教育環境の整備・拡充に取り組みます。

【主な取り組み】

- ▶教育・保育施設におけるニーズへの対応
- ▶多様な子育てサービスの充実
- ▶保育士、保育教諭の確保及び質の向上
- ▶教育・保育施設に対する指導・連携
- ▶教育・保育施設の整備
- ▶子育て世帯に対する経済的支援の継続・充実

②児童の健全育成に向けた取り組みの充実

遊びや多様な体験、異年齢児童の交流等を通して児童の健全育成を図るため、放課後や休日等の児童の居場所づくりに取り組みます。

【主な取り組み】

- ▶児童センターの整備・拡充
- ▶放課後等の児童の居場所づくりの充実

③ひとり親家庭への自立支援の推進

就業支援を中心としたひとり親家庭への支援を行うとともに、継続して制度の周知に取り組みます。

【主な取り組み】

- ▶相談・情報提供体制の強化
- ▶就業に関する支援
- ▶自立に向けた経済的支援
- ▶養育費の確保に向けた支援

④妊娠期からの切れ目のない支援の充実

妊娠期から切れ目のない支援等の体制及び健康づくりを推進します。また、こども家庭センターにおいては、児童福祉機能と一体的に実施し、切れ目のない相談体制を構築します。

【主な取り組み】

- ▶各種健康診査や健康教室の充実
- ▶健康や子育てに関する相談及び支援体制の充実

基本施策（２）児童虐待・DVの防止

目指すまちの姿

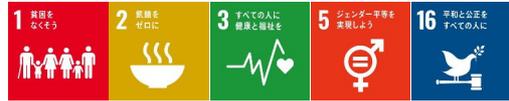
学校・地域・家庭での人権教育等の推進により、児童虐待・DV根絶の機運の醸成を目指します。また、児童虐待・DVについて予防・早期対応することができる体制の構築を目指します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
こども家庭センターサポートプラン 作成件数	-	83件

現状と課題

- 児童虐待の予防及び早期発見に資するため、親子健康手帳交付時面談やこんには赤ちゃん事業、乳幼児健診等により、気になる世帯の把握を行い、関係機関と連携し支援を行っています。健診未受診者に対する取り組みの充実・強化が必要です。
- 児童虐待防止の取り組みとして、要保護児童対策地域協議会において、コザ児童相談所をはじめとする関係機関との連携強化を図っています。児童虐待に関する相談を含む児童相談は年々増加しており、相談体制の強化が必要です。
- 児童虐待に関する啓発活動により、保育園・幼小中学校における虐待対応への理解が深まりつつあります。虐待の早期発見・対応を行うため、啓発活動の継続が必要です。
- 女性相談は複雑かつ重篤な事例が多く、特にDV被害に関する相談件数の占める割合が高い状況にあります。また、離婚やDV等、専門的な知識を要する相談が多いため、専門性の確保や相談体制の強化が求められています。
- DV防止啓発事業として、リーフレットの作成や各種講座を実施しています。今後は、DV防止啓発及び被害者支援について、さらなる周知を行う必要があります。



施策の展開

①虐待等の予防と対応

令和6（2024）年4月に設置したこども家庭センターにおいて、母子保健機能との一体的な運営を通じて、包括的な切れ目のない相談体制を構築するとともに、家庭支援事業等の充実を図ることにより、児童虐待等の未然防止に努めます。

要保護児童対策地域協議会の活動や市民等への周知・啓発に継続して取り組むとともに、職員の資質向上に努め、虐待の早期発見と被害児童及び養育者等、双方への適切かつ継続的な対応を強化します。

ヤングケアラー等困難を抱えるこどもや家庭への支援強化のため、関係機関と連携し、支援の充実に取り組みます。

【主な取り組み】

- ▶ 児童虐待の早期発見・対応による虐待予防
- ▶ 要保護児童対策地域協議会の活動の継続
- ▶ 相談体制の充実
- ▶ ハイリスク世帯の発見及び対応の充実
- ▶ 市民への周知及び啓発
- ▶ こども家庭センターによる包括的な支援

②DVの防止と被害者支援の強化

関係機関と協力し、DV被害者の適切な保護を行っていくとともに、相談及び支援体制の充実を図ります。

また、精神的フォローを行いながら、就業及び住宅確保のため関係機関へのつなぎサポートを行うなど、被害者の自立を支援します。

DV根絶の機運を醸成するため、学校・地域・家庭での人権教育等を推進するとともに、市民の適切な対応・協力を得るための広報啓発を行います。

このほか、令和6（2024）年4月、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されたことに伴い、様々な問題を抱える女性が、安心かつ自立した生活を営めるよう、支援の充実に努めます。

【主な取り組み】

- ▶ 相談・支援体制の充実
- ▶ 適切な保護のためのネットワークの構築
- ▶ 被害者の自立支援の充実
- ▶ DV未然防止のための市民への広報、啓発、教育の充実
- ▶ 各種ハラスメント防止対策の推進

基本施策（3）誰一人取り残さない支援体制の構築

目指すまちの姿

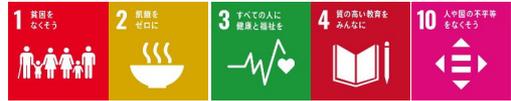
こどもや家庭が抱える様々な課題に対して、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、未来に向かって健やかに成長していける切れ目のない支援体制の構築を目指します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
こどもの居場所がある小学校区数	7 校区	9 校区
医療的ケア児等総合支援事業実施件数	2 事業	4 事業

現状と課題

- 就学前の児童発達支援に希望者が多く飽和状態です。また市内に短期入所施設がなく、待機状態で支給決定後のサービス利用に支障を来しているため、その対応が必要です。
- 臨床心理士による市内保育施設等の巡回訪問を継続し、特別支援保育（障がい児保育）対象児童の成長発達支援について助言・指導等を行っています。一人ひとりの状態に応じた早期支援を図るため、継続的な取り組みが必要です。
- 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行に伴い、医療的ケア児等担当相談支援員を配置し、実態調査の実施や医療的ケア児に関する協議の場を設置しています。今後も、医療的ケア児及びその家族に対する支援体制のさらなる充実・強化が求められています。
- 貧困の連鎖を防止するため、生活困窮家庭等のこどもに対し、将来安定した生活が送れるように自立に向けての就学支援を行うことが必要です。
- 生活困窮世帯等のこども等への支援として、こども支援員を配置し、食事の提供や学習支援、生活支援等ができる「こどもの居場所」の運営支援に取り組んでいます。引き続き、こどもの居場所づくりに努める必要があります。



施策の展開

①障がい児支援の充実

障がい児への支援を推進するために、療育支援や保育、放課後活動等の充実を図ります。また、医療的ケア児コーディネーターの配置や関係機関による協議の場を活用し、医療的ケア児及びその家族に対する支援体制の充実・強化に取り組めます。

【主な取り組み】

- ▶ 特別支援保育の充実
- ▶ 療育支援の充実
- ▶ 保護者支援の実施
- ▶ 医療的ケア児支援の充実
- ▶ インクルーシブ教育の充実
- ▶ 障がい児福祉計画の推進

②こどもの育ちの保障と充実

関係機関と連携した相談体制の充実や、こどもの居場所づくりの推進等、子どもたちの健全な育ちに必要な環境整備を実施します。

さらに、学習が遅れがちな子どもを対象とした学習支援や、高校進学率向上を目指した学習支援を実施するなど、生活困窮家庭等の子どもたちの学習機会の充実に取り組めます。

【主な取り組み】

- ▶ 「子どもの学習・生活支援事業」の充実・強化
- ▶ 地域等と連携した生活サポートの充実
- ▶ 関係機関等と連携した相談・支援策の強化
- ▶ こどもの居場所づくりの推進

基本施策（４）未来を担う人間力の育成

目指すまちの姿

未来を担う子どもたちが、持続可能な社会の創り手となれるよう、一人ひとりの多様なニーズを尊重し、誰一人取り残さない取り組みを推進することで、社会の一員として自らが主体的に課題解決ができる、知・徳・体の調和の取れた子どもが育つまちを目指します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
全国学力・学習状況調査（小学校・算数、中学校・数学）正答率の全国との差	小学校：－3.5% 中学校：－9.0%	小学校：3.0% 中学校：－3.0%以内
学校が楽しいと感じる児童・生徒の割合（全国学力・学習状況調査）	小学校：83.5% 中学校：72.2%	小学校：85% 中学校：80%
相談・指導等を受けていない不登校等児童・生徒数の割合の減少	小学校：6% 中学校：11%	小学校：3% 中学校：8%

現状と課題

- 「確かな学力」の育成を図るため、教師の授業力向上の取り組みと併せて、全小中学校に学習支援員を配置するなど、「わかる授業」の構築を進めていますが、依然全国と差がある状況にあるため、学力の育成につながる取り組みの継続・充実が必要です。
- 子どもたちに身に付けてほしい基本的な生活習慣や規範意識の形成、社会性の高まりを目指し、子どもや親の意識、ニーズを的確に把握し、家庭と地域が連携しながら、こどもの生活改善に向けた取り組みを行うことが必要です。
- 幼児教育においては、幼稚園教諭研修の充実や保幼こ小連絡協議会を実施し、公立幼稚園・公立認定こども園が中心となり、幼児教育と小学校教育を円滑につなげていく必要があります。
- 子どもたちが社会的・職業的自立に向けて必要となる資質能力を身に付けていくことができるよう、教育活動全体を通してキャリア形成の充実を図っていく必要があります。
- 特別支援学級数が増加しており、特別な支援を要する子どもたちの教育的ニーズを把握することで共に学ぶ機会を保障し、特別支援教育支援員を配置するなど、適切な指導や支援を行っています。今後も支援体制を充実させる取り組みが必要です。
- 児童生徒の多様化する課題やニーズに対応できるように、いじめや不登校・登校しぶりのある児童生徒の支援や居場所づくり、各関係機関との連携をさらに強化していく必要があります。
- 医療的ケア児の公立学校への就学が増加しています。医療的ケア児の教育に当たり、学校における安全・安心な医療的ケアを実施できる体制を整え、推進する必要があります。
- 運動時間が多い児童生徒と少ない児童生徒に二極化しています。より多くの児童生徒がスポーツに親しむための取り組みが必要です。

施策の展開

①確かな学力の育成

多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることのできる資質・能力を育成することに努めます。

ICTの活用と少人数によるきめ細かな指導体制により、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実することを目指します。特に英語教育においては、国際性豊かな人材育成に努めます。

学校・家庭・地域が連携し、社会とつながる協働的な学びを実現して、生涯にわたるキャリア形成に係る教育を図り、望ましい勤労観・職業観の育成に努めます。

【主な取り組み】

- ▶ 幼児教育の充実
- ▶ わかる授業の構築
- ▶ 英語教育・国際理解教育の充実
- ▶ 学習支援員の配置
- ▶ キャリア教育の充実
- ▶ 体験活動や読書活動の推進

②豊かな心・健やかな体の育成

こどもたち一人ひとりの豊かな心を育み、望ましい自己実現を図るため、自他の生命を尊重する心を基盤に、豊かな情操、善悪の判断等、規範意識及び公共の精神、健康、安全、規則正しい生活等の基本的生活習慣の確立など、道徳教育・人権教育を充実させます。

また、こどもたちが生涯を通じて、心身の健康を保持増進するための資質・能力の育成に努めます。学校給食を通して食生活に対する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、食に関する指導への取り組みを推進します。

さらに、スポーツ少年団等の活動を支援し、安全・安心にスポーツに親しむ機会を確保することで、児童生徒の心身の健やかな成長を図ります。

【主な取り組み】

- ▶ 道徳教育の充実
- ▶ 健やかな体づくりの推進
- ▶ 食育の推進
- ▶ 人権教育の充実
- ▶ スポーツ活動の推進

③多様な教育的ニーズへの対応

多様なニーズを有するこどもたちに対応するため、誰一人取り残さないよう、個別最適な学びの機会を確保するとともに、こどもたちが互いに認め合い、互いに高め合う協働的な学びの機会を確保するなど、一人ひとりの能力・可能性を最大限に伸ばす教育を推進します。

また、こどもたちが抱えている課題解決に向けて関係機関と連携を図り、公認心理師や臨床心理士、スクールソーシャルワーカー等の専門職を活用し、教育相談体制の充実に努めます。

【主な取り組み】

- ▶ 特別支援教育の推進
- ▶ 教育相談・支援体制の充実
- ▶ 日本語教育の充実
- ▶ 不登校児童生徒への支援の推進
- ▶ 平等教育の推進
- ▶ ヤングケアラーへの支援

基本施策（５）地域とともにある学校づくりの推進と教育環境の充実

目指すまちの姿

学校、家庭、地域が連携・協働することにより、地域社会との関わりを通じて、こどもたちが安心して活動できる居場所づくりや地域全体でこどもたちを育む学校づくりを目指します。

また、教職員の資質の向上並びに ICT 環境及び学校施設環境の整備を進め、効率的・効果的かつ安全で質の高い学びの提供に努めます。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
地域学校協働活動のボランティア参加人数	1,333人	1,500人
学校に対する保護者や地域の理解が深まったと認識する保護者の割合	88%	95%
ICT機器を活用した授業をほぼ毎日実施した教員の割合	小学校：77.8% 中学校：75.0%	小学校：100% 中学校：100%

現状と課題

- 「地域とともにある学校づくり」の仕組みであるコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取り組みを推進します。
- 学校の教育活動の支援を行うとともに、地域と学校における「連携・協働」へと発展させることを目指し、こどもたちが心豊かで健やかに育まれる環境づくりに取り組むため、地域コーディネーターの継続配置やボランティアの人材発掘が求められています。
- こどもたちが将来にわたって、スポーツ・文化芸術に親しむことができる機会の確保や持続可能で多様なニーズに合ったスポーツ環境の整備を図るため、段階的に中学校部活動の地域移行を推進する必要があります。
- 教職員のキャリアステージに応じた研修や臨時的任用教諭研修を実施し、指導力向上を図っています。今後も急速に変化していく学校教育に対応するためにも教職員の資質向上に向けた継続的な取り組みが必要です。
- GIGA スクール構想の実現に向けて、校内通信ネットワーク及び児童生徒1人1台端末の安定的な運用に取り組んでおり、ICT機器の活用促進を図ることが必要です。
- 1人1台端末の活用が進む中、児童生徒の情報モラルの知識や情報活用能力を高める取り組みが必要です。
- 学校施設の不具合を未然に防ぐため、日常の安全点検を徹底するなど各学校施設の現状についての的確に把握するとともに、老朽化した施設・設備については、計画的に機能更新等を実施する必要があります。
- 教育現場での持続可能な働き方を実現し、教育の質の向上を図るため、「働きやすさ」と「働きがい」、「心身の健康」の3つの視点から教職員の働き方改革を進める必要があります。

施策の展開

①地域と連携した教育活動の充実

保護者や地域住民が学校や子どもたちの教育活動を支援するだけでなく、学校と地域の双方向による連携・協働の体制づくりを推進します。

【主な取り組み】

- ▶ 地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの推進
- ▶ 放課後等のこどもの安全・安心な活動拠点支援
- ▶ 青少年支援ネットワークの構築
- ▶ 中学校部活動の地域移行の推進

②教職員の人材育成の推進

子どもたちが持つ様々な教育ニーズに対応できる教職員の育成を目指し、各種研修プログラムの設定、近隣大学との連携による研修の充実に努めます。

個別最適な学びと協働的な学びを実現させるには、これまでの教育実践とICTを効果的に組み合わせることが求められており、教職員のICT活用指導力の底上げを図ります。

【主な取り組み】

- ▶ キャリアステージに応じた研修の充実
- ▶ 大学教員など専門的知識を有する専門家と連携した研修の充実
- ▶ ICT研修（利活用・情報モラル）の実施
- ▶ 教員の教育研究活動の推進

③教育環境の充実

子どもたちが事故や犯罪、自然災害等に巻き込まれないよう、通学路や施設の安全点検を実施するなど、地域や関係機関と連携してこどもの安全確保を推進します。

学校施設の長寿命化や防災機能強化など、環境整備の充実をはじめ、これまでに整備した電子黒板や1人1台端末を含む学校のICT機器を安全かつ効果的に利用できるように環境整備に努め、教育DXを推進します。

多忙化する教職員の労働環境の改善に向け、スクールサポートスタッフ等の雇用やボランティア等の外部人材を積極的に活用します。また学校業務の見直しや校務DXの推進など、教職員の働き方改革の推進に努めます。

【主な取り組み】

- | | |
|---------------|----------------|
| ▶ 教育DXの推進 | ▶ こどもの安全・安心の確保 |
| ▶ 学校図書館の機能の維持 | ▶ 教職員の働き方改革の推進 |
| ▶ 学校等施設・設備の充実 | ▶ スクールロイヤーの配置 |

基本施策（6）地域活動を通じた学びの充実と文化の継承

目指すまちの姿

生涯にわたり、学習することができる環境の充実を推進するとともに、郷土の自然、歴史や文化、偉人等に学び親しむ環境づくりを通して、市民一人ひとりが、ふるさとの芸術・歴史・文化に誇りと愛着を持つことができるまちを目指します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
図書館資料の貸出者数	53,046 人	59,735 人
生涯学習講座受講者数	1,140 人	1,860 人
市立博物館利用者数	25,970 人	34,743 人
文化財めぐり等の見学者数	501 人	550 人

現状と課題

- 社会教育関係団体等の会員減少や、組織力の低下が見受けられるため、組織の役割や今後の方向性を検討し、活動や運営に関する相談や支援を行う必要があります。
- 公民館や市内の小中学校等へスポーツ推進委員を派遣し、スポーツ・レクリエーションの普及・指導を行っており、継続的な取り組みが必要です。
- 時代や市民ニーズに合った学習内容を的確に把握し、市民が、身に付けた知識や技能を地域へ活用できる取り組みが必要です。
- 市民図書館から遠い地域に住む市民の利用率が低いため、地域間格差の解消が求められています。また、博物館等にある資料は、一元管理し、限られた図書資源を有効活用する必要があります。
- 基地内の文化財については、立入制限があり全ての把握は難しい状況にありますが、文化財の保護も含め、活用に向けた計画づくりや対策に取り組む必要があります。
- 無形民俗文化財の普及活動や次世代への継承のため、体験や講座などを定期的を実施するほか、デジタル技術を活用した伝統の継承や発展に取り組む必要があります。
- 指定文化財等については、劣化具合に応じた計画を立てて修復を進めていく必要があります。
- 戦後 80 年が経過し、戦後世代が大半を占めている今日、本市の戦前・戦後史や、地域の歴史文化に対する関心が高まる一方で、継承への危機感も高まりつつあります。
- 博物館主催の企画展や市民講座、体験教室等の実施を通してこどもから大人まで様々な人たちが宜野湾市の特色や魅力にふれ、地域に対する理解を深める機会を提供しており、継続的な取り組みが必要です。
- 地域コミュニティの活性化を図るため、地域の文化財を身近な場所で感じて学べる機会を提供し、文化財の存続や継承に対し市民協働で取り組みを行う必要があります。

施策の展開

①生涯を通じた学びの推進

市民図書館や中央公民館等、学びの拠点施設を中心とした学習支援や芸術文化、スポーツ・レクリエーション活動を推進します。

家庭環境の多様化、地域社会の変化に伴う様々な課題の解決に向け、家庭の教育力向上に向けた支援に努めます。

大人と子どもが共に学び、学びを広げることにより、地域のつながりを築き、学習成果を地域社会や学校教育に還元できる、地域リーダーの育成に取り組みます。

【主な取り組み】

- ▶ 読書サービスの充実
- ▶ 多様な学びを支える環境づくり
- ▶ 学習成果を地域活動につなぐ仕組みづくり
- ▶ 家庭教育関連講座の開催
- ▶ 芸術文化活動の推進
- ▶ スポーツ・レクリエーション活動の推進
- ▶ 地域を支える人材の育成と基盤整備

②郷土を学びつなぐ環境の充実

郷土の自然、歴史や文化、偉人等に学び親しむ環境づくりを進めるとともに、歴史的公文書や地域の歴史、文化に関する地域資料を積極的に収集・保存します。

また、歴史・文化の発信拠点としての博物館の充実を図り、博物館や市史編集の資料の活用を検討します。

【主な取り組み】

- ▶ 伝統文化、伝統芸能の継承及び発展
- ▶ 歴史や文化を活かしたまちづくりの推進
- ▶ 博物館を拠点とした歴史及び文化の保存活用の充実
- ▶ 文化関係団体等の活動への支援と人材育成
- ▶ 市史を活用した郷土学習の推進
- ▶ 西普天間住宅地区の「歴史の道」等の国史跡指定に向けた取り組み

基本目標 3

いつまでも健やかに生き生きと
暮らせるまち

基本施策（１）健康づくりの推進

目指すまちの姿

「健康日本 21（第3次）」にて示された「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」を踏まえ、ICTの利活用、健康づくり施策の充実により、全てのライフステージに応じた健康増進の取り組みを推進するとともに、沖縄健康医療拠点を中心とした「自然に健康になれる」まちづくりに取り組み、健康都市の実現を目指します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
健康アプリのダウンロード数	-	4,000件
運動習慣者の割合	男性 29.1% 女性 27.6%	男性 45.0% 女性 40.0%
特定健診受診率	38.4%	50%以上
特定保健指導実施率	60.3%	60%以上
麻しん風しん混合(MR) 1期・2期の接種率	88.3%	95%以上

現状と課題

- 「一次予防」に重点を置き、各種健康教室の開催を行っていますが、新規参加者や働き盛り世代の参加が少ない状況です。そのため、市民の健康意識の向上や健康行動のサポート等に加え、アプリなどのICTを活用した新たな健康づくりや市民の健康づくりを支える環境づくりに取り組むことが必要です。
- 市民全体に健診の受診勧奨を行っていますが、特に国保加入者の特定健診（40～74歳対象）受診率は、国が定める目標値を下回っていることから、ICT等の技術を活かして対象者に合わせた効果的な受診勧奨通知を送付するなど、引き続き受診率向上に取り組むことが必要です。また、継続受診及び通院中の方の健診受診勧奨の継続が必要です。
- 麻しん及び風しんは、感染すると重症化リスクが高く、対策としては予防接種が最も有効なため、国が掲げた指針（接種率95%）に向け、麻しん風しん混合予防接種の接種率向上対策に取り組むことが必要です。
- 高齢化や医療の高度化により、医療費が年々増加する傾向にあるため、重症化予防の取り組みなど医療費の適正化が求められています。
- 西普天間住宅地区においては、琉球大学医学部及び大学病院の移設を契機とした沖縄健康医療拠点の形成を推進しています。琉球大学及び民間企業と連携した事業により、健康まちづくりのノウハウとして集積し、本市の健康モデルを確立していく必要があります。

施策の展開

①健康づくり活動の充実

生涯を通じた健康づくりを支援していくため、健康教室・健康相談の充実等を図り、健康づくりに関する意識の啓発に努めます。

また、家庭や学校、保育所、地域等と連携し、食育等の充実を図ります。

【主な取り組み】

- ▶ 健康相談の充実
- ▶ 保健活動の担い手育成
- ▶ 各種健康教室の充実
- ▶ 食育の推進

②疾病予防等対策の強化

特定健診等の受診率向上のため、積極的な受診勧奨や市民が受診しやすい健診を実施するほか、特定保健指導の充実強化、各種予防接種の情報提供や接種費助成による接種勧奨等を行い、病気の予防と早期発見、治療中の方への支援など、安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。

【主な取り組み】

- ▶ 市民への周知活動強化
- ▶ 各種予防接種勧奨の強化
- ▶ ICT を活用した特定健診受診率の向上
- ▶ 任意予防接種の公費負担の実施
- ▶ 特定保健指導・重症化予防の充実
- ▶ 医療機関連携体制の構築

③医療費適正化の推進

医療費は、医療の高度化や年齢の上昇等に伴い、増加する傾向にあります。

増大する医療費抑制のため、被保険者資格の適正化、第三者求償事務の充実強化、ジェネリック医薬品に関する情報提供等を行い、医療費の適正化に努めます。

【主な取り組み】

- ▶ 医療費適正化の推進

④沖縄健康医療拠点形成の推進

琉球大学や民間企業等と連携し、全市民が日常的に健康づくりに参加し、自然に健康になれるまちづくりを目指します。

また、西普天間住宅地区に形成される沖縄健康医療拠点を中心とする健康プログラムの構築及び提供を目指します。（P62、74、76 参照）

【主な取り組み】

- ▶ 産学官連携による市民の健康づくりの推進
- ▶ 沖縄健康医療拠点を中心とする健康プログラムの構築及び提供

基本施策（２）地域福祉の推進

目指すまちの姿

地域での支え合いの仕組みづくりや、福祉を担う心豊かな人づくり等により、市民一人ひとりの個性や考えが尊重されるとともに、市民がお互いに助け合い、幸せに暮らすことのできる地域共生のまちづくりを目指します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
地域福祉コーディネーターによる地域支え合い活動委員会の開催支援回数	254回	276回
民生委員・児童委員の委嘱率	83%	83%以上

現状と課題

- 自治会を単位とした「地域支え合い活動委員会」が全地区で立ち上がり、地域で顔の見える地域住民同士の支え合いの体制構築が進んでおり、困り事を抱えている家庭の発見や支援、様々な活動を通して魅力ある地域づくりを行っています。
- 地域共生社会を目指していくためには、「地域支え合い活動委員会」の取り組み内容等の積極的な発信など、若い世代や地域の企業など多様な人材を巻き込むためのアクションを促し、活動の裾野を広げていく必要があります。
- 生活困窮者自立支援制度の創設により、生活保護に至る前段階の自立支援策の強化が図られましたが、急速な高齢化の進展などに伴い、生活困窮世帯が増加しています。また、居住の喪失やそのおそれのある生活困窮者に対する支援が求められています。
- 本市では、高齢者・障がい者・児童などの各分野において中学校区ごとでの相談体制を整え、連携に努めてきましたが、複雑・多様化した課題を抱えた世帯への相談・支援については、公的サービスや既存の相談機関だけでは対応できない状況も生じています。
- 国は属性や世代を問わない包括的な相談支援体制の構築を目指しており、既存の相談支援等の取り組みを活かしながら、福祉・保健・医療・就労・教育・住まい等の各分野が連携した包括的な相談支援体制の整備に取り組む必要があります。
- 障がい者の地域における住まい方が多様化する一方、単身世帯の増加や社会のつながりは希薄化しており、日常生活における意思決定や各種手続きに支援が必要な市民は今後増加してくるものと見込まれます。
- 判断能力が低下してもその方の権利を擁護し、地域の中で安心して生活を送ることができるよう支援していくことが求められており、成年後見制度の利用支援に向けて体制構築を図っていく必要があります。

施策の展開

①みんなで支える地域共生社会づくり

「支え手」・「受け手」という関係を超えて、みんなで支え合う地域共生社会の実現に向けて、身近な地域での市民相互の連携や関係団体との連携充実を図っていくとともに、活動の場の充実を図ります。

【主な取り組み】

- ▶ 市民主体の支え合いの場の充実
- ▶ 地域福祉コーディネーターの活動の充実
- ▶ 地域での居場所・活動の場の充実

②福祉を担う心豊かな人づくり

共に支え合う心豊かな人づくりを行うため、福祉教育や地域福祉に関する啓発活動により、地域福祉への意識の醸成を図ります。また、市民が気軽にボランティア活動等に参加できる環境づくりや、地域人材・資源の掘り起こし等による多様な担い手育成を図ります。

【主な取り組み】

- ▶ 福祉教育の充実
- ▶ 民生委員・児童委員の活動支援
- ▶ 地域を担う人材・資源の掘り起こしと育成
- ▶ ボランティア活動の促進

③生活困窮者等自立支援対策の推進

生活困窮者等の生活の安定化を図るため、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度等の各種制度の周知や援助、助言等の相談体制の充実・強化を図ります。

また、関係機関等との連携のもと、住まいの安定を図るための居住支援及び職業相談や職業訓練の紹介等の就労支援を実施します。

【主な取り組み】

- ▶ 各種制度の周知徹底
- ▶ 就労支援など自立に向けた相談体制の充実及び強化
- ▶ 生活困窮が疑われる者の支援方針や役割分担のための協議の場の設置
- ▶ 居住支援の強化・一時的な生活支援

④すべての人にやさしい福祉のまちづくり

子どもや高齢者、男性や女性、障がいの有無、国籍などにかかわらず、一人ひとりの権利が尊重され、誰もが生き生きと活動し安心して住み続けることができるよう、すべての人にやさしい福祉のまちづくりを進めます。そのため、市民へ情報が行き届き、いつでも、どんなことでも相談ができるよう包括的な相談支援体制の充実を図ります。

【主な取り組み】

- ▶ 包括的な相談支援体制の充実
- ▶ 成年後見制度の利用促進
- ▶ 支援を必要としている市民の発見・支援
- ▶ 誰もが必要な情報を入手できる仕組みづくり

基本施策（3）障がい者福祉の充実

目指すまちの姿

障がい者を含む全ての市民が暮らしやすい地域社会の実現に向け、関係機関との連携のもと、日常生活や就労支援により、障がい者が住み慣れた地域で自立し、安心して暮らすことができるまちを目指します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
相談支援事業における相談件数	2,986件	3,980件
手話通訳等の派遣件数	2,050件	2,400件
障がいの理解、差別解消、虐待防止に関する講演会等の参加者数	-	96人
地域活動支援センターの利用件数	2,488件	3,816件

現状と課題

- 令和3（2021）年度から設置している基幹相談支援センターでは、障がい者の社会参加の促進や生活ニーズへ対応するため、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的相談支援の実施、相談支援事業者の人材育成支援等、地域の相談支援体制の強化に向けた取り組みを行っています。
- 市報やホームページ・SNS等様々な媒体を用いて、障がい福祉に関する情報発信に取り組んでいます。
- 手話通訳者等の設置や派遣を行う意思疎通支援事業を実施しています。多様化する利用ニーズへの対応が必要となっています。
- 障がい者虐待防止センターでは、関係機関と連携し、障がい者虐待対応や虐待防止に向けた研修会の開催のほか、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供についての周知啓発に取り組んでおり、さらなる取り組みの強化が必要となっています。
- 地域活動支援センターでは利用者の状態に応じた支援を実施しています。地域住民との交流や、障がいに関する理解促進を図るための活動拠点としての役割強化に取り組む必要があります。



施策の展開

①相談支援の充実

複雑化・複合化している障がい者やその家族等からの相談について、関係機関と連携し、総合的・専門的な相談支援を実施します。また、自立支援協議会と連携して研修会等を開催するなど、相談支援体制の資質向上に取り組みます。

【主な取り組み】

- ▶ 相談支援体制の充実・資質向上
- ▶ 自立支援協議会・専門部会の活性化推進
- ▶ 相談窓口の周知・広報
- ▶ プライバシーに配慮した安全・安心な相談支援環境の整備

②情報提供・意思疎通支援の充実

日常生活の充実や社会参加の推進に必要な情報の提供について、障がい者の特性に配慮しながら実施します。また、聴覚・言語機能等の障がいのために意思疎通が困難な障がい者への支援を図るため、意思疎通支援事業に取り組みます。

【主な取り組み】

- ▶ 障がいに配慮した広報手段による情報提供の推進
- ▶ 意思疎通支援事業の推進

③差別の解消及び権利擁護の推進

障がいのある人もない人も共に暮らせる社会の実現に向け、障害者差別解消法や合理的配慮の普及啓発に取り組み、心のバリアフリーを推進します。また、障がい者虐待の防止に向けた普及啓発を行うとともに、関係機関等と連携して虐待防止や解決に向けた体制整備に取り組みます。

【主な取り組み】

- ▶ 障がいの理解・差別解消・虐待防止に関する普及啓発と心のバリアフリーの推進
- ▶ 障がい者虐待の防止や解決に向けた関係機関等との連携

④社会参加のための支援の充実

障がい者等が安心して外出することができるよう、公共施設等における物理的な障壁の除去、わかりやすい案内表示の整備等に取り組みます。また、地域活動支援センターにおける創作・生産活動・地域との交流等を促進し、障がい者の社会参加のための支援の充実を図ります。

【主な取り組み】

- ▶ ユニバーサルデザインの普及啓発
- ▶ 地域活動支援センター事業の充実

基本施策（４）高齢者福祉・介護の充実

目指すまちの姿

高齢化が進展する中、高齢者の社会参加を進め、生きがいを持って生活することができるまちを目指します。

また、支援や介護が必要となる場合でも、可能な限り住み慣れた地域で生活を送ることができるよう、引き続き、高齢者の住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進し、誰もが支え合う共生社会の実現を目指します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
一般介護予防教室の参加者数	249 人	350 人
認知症サポーター養成講座受講者数	335 人	500 人
見守り自動販売機の設置数	73 機	270 機

現状と課題

- 高齢者の健康・生きがいづくりの場として、赤道と伊佐（伊利原）の2か所に老人福祉センターを設置し、指定管理者による管理運営を実施しています。
- 市社会福祉協議会と自治会等の協働により、「生きがい対応型デイサービス事業」を市内24か所で実施しています。高齢者の生きがいづくりに向けた取り組みの充実が必要です。
- 医療や介護の需要が増加することが想定されており、いつまでも住み慣れた地域で元気に暮らせるよう介護予防やフレイル対策及び介護保険サービスの充実がより一層求められています。
- 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、介護人材確保及び業務効率化の取り組みを強化する必要があります。
- 高齢者の多様なニーズに応えられるよう福祉サービスを展開するとともに、各中学校圏域に地域包括支援センターを設置し、高齢者の地域での生活を総合的に支援しています。また、高齢者が尊厳を持って暮らせるよう権利擁護の取り組みも実施しています。

施策の展開

①高齢者の生きがいづくり支援の推進

日常生活の活動を高め、社会参加の機会を作ることや居場所づくりを支援することで、生きがい・役割を持って生活できる地域の実現に取り組みます。

【主な取り組み】

- ▶活動場所や居場所の整備充実
- ▶生きがい対応型デイサービス事業の充実
- ▶老人福祉センターの管理・運営
- ▶シルバーパスポートカードの継続

②介護予防・日常生活支援総合事業の推進

高齢者本人へのアプローチだけではなく、本人を取り巻く環境も含めた介護予防に取り組みます。また、自立支援に資する介護予防ケアマネジメントの強化にも取り組みつつ、多様な生活支援サービスが提供できるよう資源開発やネットワークの構築にも取り組みます。

【主な取り組み】

- ▶一般介護予防事業の推進
- ▶フレイル対策の実施及び周知・啓発
- ▶高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
- ▶自立支援型地域ケア会議の強化
- ▶様々な主体による多種多様なサービスの創出

③地域包括ケアシステムの構築

住まい・医療・介護・予防・認知症施策・生活支援が地域で包括的に提供できる仕組みづくりに取り組みます。また、自助・互助・共助・公助の4助がバランスよく機能できるよう取り組みます。

【主な取り組み】

- ▶地域包括支援センターの機能強化
- ▶見守り自動販売機の設置拡充
- ▶包括的支援事業（社会保障充実分）の充実
- ▶認知症の方を地域で支える仕組みづくり
- ▶地域密着型サービス事業の充実
- ▶市指定介護事業所の業務効率化支援

基本目標 4

宜野湾の特性を活かした
賑わいと活力のあるまち

基本施策（１）観光・リゾート産業の振興

目指すまちの姿

コンベンション・リゾート地区としての西海岸地域の魅力を活かした市全体での観光振興や賑わいの創出と拡充を図るとともに、各種関係組織・団体と連携し、本市の魅力や多様な観光資源に関する情報発信を行い、誰もが訪れてみたくなる環境づくりを目指します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
コンベンションエリア入域者数	211.4 万人	260 万人
はごろも祭り来場者数	9.5 万人	11.5 万人
横浜 DeNA ベイスターズ春季キャンプ 来場者数	2.9 万人	3.5 万人

現状と課題

- 本市は立地や交通の利便性が高く、西海岸地域にはリゾートホテルや大型商業施設が集積していますが、多くの観光客が通過型となっており、市内での観光や飲食、買い物などイベント等の実施による経済効果が乏しい状況があります。
- 本市西海岸沖には多種多様なサンゴ礁が群生しており、市内関係団体と協力・連携しながらサンゴの植樹や清掃活動等、海の環境保全を行いつつ、宜野湾の魅力を発信して、観光コンテンツとしてのブランド化を図る必要があります。
- 宜野湾海浜公園を中心に各種スポーツキャンプや大会が開催されており、特に横浜 DeNA ベイスターズ春季キャンプには、2 万人以上が訪れています。スポーツコンベンションの受け入れに当たっては、ニーズに沿った環境整備・体制構築が必要です。
- 西海岸地域で様々なイベントが開催されていますが、イベント等が重なる際には交通渋滞や駐車場の不足が生じています。そのため、交通渋滞対策や駐車場確保等によるアクセス性の向上が求められています。
- 仮設避難港については、国が所有し県が管理している土地となっており、その開発へ向けては、両者との連携・協力が必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、観光関連産業は大きな打撃を受けました。感染症法上 5 類に移行後の観光需要に応えられるように、体験型観光コンテンツの開発など、観光振興に向けたさらなる取り組みが必要です。
- 観光分野でのインターネットや SNS の活用は、情報発信が中心となっています。観光来訪者の利便性や認知度の向上に向け、取り組みを充実させることが必要です。
- 観光危機発生時に、情報発信・避難誘導・安全管理・観光来訪者対策等の迅速な対応を支援できるよう、観光危機管理計画の策定に向けて取り組んでいくことが必要です。



施策の展開

①観光資源の創出と拡充

本市の特性を活かした市全体での観光資源の創出・拡充を図ります。

セールスプロモーション活動を推進し、多彩なイベント等の開催及び支援、来訪者の拡大や交流促進、認知度向上を図ります。

また、各種スポーツ大会やスポーツキャンプ、イベント等の誘致・支援等を行い、スポーツコンベンションの振興に取り組みます。

【主な取り組み】

- ▶市内観光資源の創出と有効活用
- ▶セールスプロモーション活動の実施
- ▶多彩なイベント等の開催及び支援
- ▶スポーツキャンプの受け入れやスポーツ大会開催等への支援

②コンベンション・リゾート環境の整備・充実

都市型オーシャンフロント・リゾート地の形成を目指して、既存集客施設の拡充や企業誘致等、西海岸地域の開発に向けた取り組みを進めます。

また、県との連携による親水性護岸の整備や、近隣自治体との連続性を確保した眺望景観の価値が高いプロムナードの形成、公共交通機関の利便性向上等、コンベンション・リゾートの拠点として一体的な基盤の整備・拡充を図ります。

【主な取り組み】

- ▶観光地形成促進地域制度の活用による企業誘致の促進と施設の充実
- ▶西海岸地域における駐車場不足への対応
- ▶コンベンションエリアにふさわしい景観形成に向けた規制・誘導
- ▶仮設避難港陸域部の開発へ向けた取り組み

③来訪者へのサービス向上及び観光推進組織の連携

来訪者へのサービス向上や滞在型観光を促進するため、観光周遊コースの開発や市内飲食店等の観光情報の充実を図るとともに、SNS等やデジタル技術を活用した本市の魅力や多様な観光資源に関する情報発信を行います。

西海岸地域をはじめとした、市全域の観光情報の発信を効果的に行うため、国・県・市観光振興協会等、関係機関・団体との連携強化を図ります。

また、来訪者が安全・安心に旅行を楽しめるよう、観光危機管理対策を推進します。

【主な取り組み】

- ▶市内飲食店等の店舗情報の拡充及び情報の発信
- ▶外国語案内の充実
- ▶各種関係団体との連携強化
- ▶観光DXの促進
- ▶観光危機管理に関する取り組みの充実

基本施策（２）商工業の振興及び商店街の活性化

目指すまちの姿

市内中小・小規模事業者における経営基盤の強化や経営革新の促進、新たな商品開発や販路拡大などへの支援を行うとともに、産学官や金融機関、異業種間の連携のもと、新事業の創出や新たなサービスの開発・提供、また、地域商店街組織の活動やイベント開催への支援を通じて、本市の魅力と連動した商業エリアの形成を図るなど、地域に根付いた特色ある産業の確立を図り、活力のあるまちを目指します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
ワンストップ相談窓口を含む創業支援制度利用者の創業件数	48 件	55 件
特産品推奨認定商品数	45 商品	60 商品
地域商店街組織数	5 組織	7 組織

現状と課題

- 本市を拠点に活動する事業所は、中小企業や小規模事業者がほとんどであり、地域経済の活性化や雇用の創出等に貢献しています。しかし、小規模な企業は、社会情勢の影響を受けやすく、資金調達の円滑化による経営基盤の強化や経営革新の促進、販路開拓、人材の確保のほか、事業存続のための事業承継の促進への支援が必要です。
- 本市において中小企業や小規模事業者が意欲を持って活躍していけるように、中小企業等の活性化に資する取り組みの継続が必要です。
- かつて市内では多くの商店街で賑わいをみせていましたが、その多くが活動を休止してしまいました。現在は本市の事業を活用し、5つの地域商店街組織が立ち上がっています。地域商店街組織が継続して活動できるよう、また市のまちづくりに積極的に参加するよう活動の支援が必要です。
- 事業者のデジタル活用に対する支援が必要です。

施策の展開

①経営革新・新事業の創出支援

産学官や金融機関等との連携を図りながら、市内事業者の経営基盤の強化や経営の革新を促す資金調達の円滑化、新たな商品・サービスの開発と販路拡大を促進します。また、キャッシュレス決済・SNS・ECサイト等を活用したサービス拡大や業務効率化、生産性向上を図るためのデジタル活用を推進・支援し、市内事業所の経営力の強化と活力の創出を図ります。

さらに、事業存続のため、後継者不足に悩む事業者の円滑な事業承継の取り組みを支援します。

【主な取り組み】

- ▶ 産学官及び金融機関との連携強化
- ▶ 各種融資制度等の活用による支援
- ▶ 事業者のデジタル活用支援
- ▶ 創業の支援
- ▶ 中小企業等の経営の革新、基盤強化等への支援
- ▶ 事業承継の支援

②地域の特性を活かした商店街づくりの促進

地域の特性を活かした各地域商店街組織による事業や設立の支援を行うとともに、広域的な活性化に向けた地域商店街組織同士の連携、本市のまちづくり事業や観光施策との連携を図るための仕組みづくりを検討します。

【主な取り組み】

- ▶ 地域商店街組織の活動に対する支援
- ▶ 地域商店街組織同士の連携を図る仕組みづくり
- ▶ 地域資源を活用した特色ある地域商店街組織の設立の支援
- ▶ 地域商店街組織と観光施策との連携を図る仕組みづくりの検討

基本施策（3）情報通信産業の振興

目指すまちの姿

情報通信関連産業振興地域制度の活用を促進するとともに、情報産業振興施設である宜野湾ベイサイド情報センターを拠点として企業誘致・集積による技術者の育成及び雇用の拡大を目指します。また、デジタル技術の活用による他産業への波及効果も期待されることから、異業種連携によるビジネスチャンスを図り、産業全体の活性化を目指します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
宜野湾ベイサイド情報センターの入居率	80%	100%

現状と課題

- 第三次産業振興計画の地域経済分析において、情報通信業が本市の強みのある産業として挙げられ、また、他産業に与える波及効果が大きい産業であることから、本市の重点的な産業として位置づけています。
- 宜野湾ベイサイド情報センターにおいて、情報通信関連事業者の誘致を行い、IT企業の集積とIT技術者の育成及び雇用の創出を図っています。また、創業環境の整備により新たなIT事業者を育成しています。
- 市内には、情報通信関連事業者が入居できる設備を備えたオフィスビルなどが不足しているため、ベイサイド情報センター入居期間満了後の企業や、市内へのオフィス移転を希望している企業などの受け皿となる施設整備が求められています。

施策の展開

①情報通信関連事業者の立地促進

宜野湾ベイサイド情報センターへの企業誘致、情報通信関連事業者の集積、IT技術者の育成及び雇用の拡大を図ります。

また、インキュベーション機能の充実を図るとともにスタートアップ支援を実施し、新たなIT事業者を育成します。

さらに、税制優遇制度の活用を促し、引き続き情報通信関連事業者の立地促進を図ります。

【主な取り組み】

- ▶情報通信関連事業者の立地促進及び事業拡大支援
- ▶インキュベーション機能の充実
- ▶スタートアップ支援

②情報通信産業の拡大

成長したIT事業者の受け皿となる新たな情報通信関連施設の整備検討を行うとともに、他産業への波及効果が大きいと見込まれる情報通信産業と異業種企業のマッチングにより、市産業全体の活性化に取り組みます。

また、宜野湾ベイサイド情報センター入居企業等へのヒアリングなど、既存施設と連携しながら、市産業全体のブランディングを推進します。

【主な取り組み】

- ▶新たな情報通信関連施設の整備に向けた検討
- ▶企業主交流によるブランディングの可能性検討

基本施策（４）企業立地と人材育成、新たな働き方による就労の促進

目指すまちの姿

新たな企業誘致、企業の人材ニーズを把握したマッチングの促進及び各産業における人材育成等により、さらなる地域経済の活性化と雇用の創出を目指します。

また、就労環境の向上やシルバー人材センターの活用等により、新たな働き方ができる環境づくりを目指します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
空き物件家賃補助採択延べ件数	-	15件
空き物件リフォーム補助採択延べ件数	-	10件
デジタル人材育成講座受講者数	-	20人

現状と課題

- 西海岸地域の都市機能用地やその他の民有地には大型商業施設や宿泊施設等が進出しており、地域消費活動の拡大と雇用の創出が図られるよう、企業立地支援に取り組む必要があります。
- 人口減少や高齢化に伴う働き手の不足は、我が国全体の課題となっており、将来的な労働力の確保に向けた取り組みが必要です。
- 本市は、若年者の失業率が全国平均より高いことから、キャリア教育・人材育成に取り組んでいます。
- 市役所敷地内に設置している「宜野湾市ふるさとハローワーク」による就労支援や労働環境に関する各種制度の普及・啓発を実施しており、一定の成果を上げています。今後は、ワークライフバランスの実現に向けた、新たな働き方ができる人材育成に関する施策や、企業における働きやすい職場づくりに向けた支援が必要です。

施策の展開

①企業立地の促進

民間空き物件の活用支援や税制優遇制度等を活用した企業の誘致を行い、さらなる地域経済の活性化と雇用の創出、観光客の誘客と地元消費の促進を図ります。

【主な取り組み】

- ▶企業立地の推進
- ▶税制優遇措置の活用

②人材育成の支援と人材マッチングの推進

キャリア教育やセミナーの開催等により、国際化・多様化する社会情勢に対応可能な人材育成を行うとともに、企業の人材ニーズを把握し、マッチングの促進を図ります。

また、仕事と家庭を両立する新たな働き方が選択できる人材育成や、需要が高まっているデジタル人材の育成支援に取り組みます。

さらに、若年者の雇用環境を改善するため、若年者の就業意識向上につながる取り組みを実施します。

【主な取り組み】

- ▶児童生徒を対象としたキャリア教育の実施
- ▶セミナー・講習会等の開催や開催支援
- ▶デジタル人材の育成支援

③各種就業支援及び就業環境整備の推進

宜野湾市ふるさとハローワークとの連携強化を図り、より就職につながるマッチング機会づくりに努めます。

また、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進等を図るため、シルバー人材センターの強化・充実を図ります。

育児休業制度をはじめ、各種制度の普及・啓発に関する情報提供を行うとともに、中小企業等の就労環境向上を支援し、性別や年齢に関わらず誰もが働きやすい職場環境づくりに向けた周知・啓発に取り組みます。

【主な取り組み】

- ▶宜野湾市ふるさとハローワークとの連携による就労支援
- ▶シルバー人材センターの強化及び充実
- ▶各種制度の普及・啓発
- ▶新たな働き方の実現支援

基本施策（５）都市農業・漁業の振興

目指すまちの姿

立地の特性を生かした都市農業の振興を図り、生産者や漁業者の支援を継続して行うことにより、宜野湾市らしい農漁業を持続できるまちを目指します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
新規就農者延べ人数	8人	11人
漁業従事者数	49人	49人

現状と課題

- 本市は、ほぼ全域が市街化区域となっており、国や県の農業関連補助メニューの活用が困難であることから、生産者支援、農地確保の取り組みが難しく、就農を希望する方は少ないのが現状です。
- 都市に存する立地の特性を生かした農業に励む生産者もおり、都市農業の多様な機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるとともに、生産者が安定的な生産活動を行えるよう、各種補助事業による支援を継続する必要があります。
- 本市の特産品である大山田いもは、市内外で高く評価されており、県内の伝統行事には欠かせない作物として認知されています。「宜野湾市ターウムの日に関する条例」を制定し、2月6日を「宜野湾市ターウムの日」に定めるなど、これまで独自の取り組みを実施しており、田いもを次世代に継承できるよう、今後も取り組みの継続が必要です。
- 田いも生産者は高齢化や担い手不足の課題を抱えており、生産者・耕作面積ともに減少傾向にあります。
- 毎年11月に開催している産業まつりでは、農水産物・商工業製品等の展示即売会を実施し、生産者と市民相互の親睦・交流の活性化等、産業振興の発展に寄与しており、継続実施が求められています。
- 水産業を取り巻く環境は、水産資源の減少に加え、物価高の影響による燃油や漁具等の高騰、魚価の低迷等厳しい状況があり、漁業従事者は減少傾向にあります。
- 本市の主要水産物はソデイカですが、近年ではキンメダイ漁も行われており、また、宜野湾漁港でシラヒゲウニ試験養殖に取り組むなど、漁業者は精力的に漁業活動を行っています。安定的な漁業活動支援のため、今後も取り組みの継続が必要です。

施策の展開

①都市農業の振興

都市農業の多様な機能の発揮と、都市農地の有効活用及び適切な保全を図りつつ、市街地形成における農業との共存に資するよう、都市農業の振興を図ります。

また、大山地区の田いも生産者などの支援に取り組みます。

【主な取り組み】

- ▶ 担い手育成支援
- ▶ 都市農業振興施策の検討
- ▶ 都市農業経営安定化への支援
- ▶ 大山田いも栽培地区の振興に向けた取り組みの推進
- ▶ 特産物の PR 等による地産地消の推進

②漁業の振興

従来の漁業関係団体育成支援等の施策に加え、漁業者とともに、安定的な漁業経営や、所得の向上を目指した計画の策定に向けた取り組みを実施します。

【主な取り組み】

- ▶ 漁業振興施策の推進
- ▶ 水産物の販路拡大
- ▶ 漁業環境の改善に向けた支援
- ▶ 漁業協同組合への支援
- ▶ 6次産業化に向けた取り組みの検討

基本目標 5

すべての人が安全・安心で快適に
暮らせるまち

基本施策（１）防災及び救急・消防体制の強化

目指すまちの姿

日頃から災害に備えるとともに、市民の生命、身体及び財産を守るため、防災・消防体制の強化、市民や関係団体と一体となった防災力強化に努め、災害に強いまちを目指します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
食料、飲料水の充足率	食料 42.4% 飲料水 15.8%	食料 67.0% 飲料水 54.5%
防災備蓄倉庫の設置数	13 か所	17 か所
津波一時避難ビルの指定件数	28 件	34 件
消防車両等の整備更新（延べ台数）	2 台	16 台
普通救命講習等受講者数	2,670 人	3,000 人
地域別避難訓練数	20 回	23 回

現状と課題

- 宜野湾市地域防災計画に基づき食料や飲料水の備蓄、防災備蓄倉庫の整備、自主防災組織の育成、津波一時避難ビルの指定、避難体制の整備を図っていますが、備蓄物資や防災備蓄倉庫の不足への対応、発災時の受援に関する計画の推進、また、多様な主体の連携による防災活動の推進等に取り組む必要があります。
- 避難行動要支援者の支援については、毎年度、避難行動要支援者名簿の更新を行い、要支援対象者の個別避難計画の作成に向けて取り組んでいます。要支援対象者の避難行動を支援する体制づくりのため、取り組みを継続することが必要です。
- 各家庭における火災警報器の設置促進や事業所における防火管理者育成の拡充を図っていますが、建物利用者の防火安全に対する意識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、建物関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置を促進することが求められます。
- 消防自動車や消防水利の整備拡充を進めています。複雑多様化する火災や自然災害等に迅速かつ的確に対応できるよう取り組みを継続することが必要です。
- 人口増加と高齢化による疾病構造変化に伴い、救急件数が年々増加しています。増加する救急出動に対応するための救急体制の強化と救急車の適正利用が求められています。
- 多様な避難者への対応を含めた避難所運営の充実を図る必要があります。



施策の展開

①防災対策の充実と避難行動要支援者の避難支援

宜野湾市地域防災計画に基づき、食料の備蓄及び避難所等における資機材の整備、防災におけるデジタル技術の活用に努めます。

防災体制の充実を図りながら、自主防災組織や民間事業者などの多様な主体との連携を図ります。

自主防災組織の育成強化や支援に努め、地域の防災力の向上及び地区防災計画策定に係る支援に努めます。

複数の避難所の開設や避難行動要支援者名簿の整備及び個別避難計画の作成により、避難支援の充実に努めます。

【主な取り組み】

- ▶ 食料・飲料水の備蓄及び防災備蓄倉庫の整備
- ▶ 避難所等における資機材の整備
- ▶ 自主防災組織の育成強化・支援
- ▶ 避難行動要支援者名簿の整備及び個別避難計画の作成
- ▶ デジタル技術を活用した災害情報伝達や防災訓練等ツールの整備

②住宅防火の推進と事業所の自衛消防力の強化

各家庭における住宅防火対策及び各事業所の防火管理体制の強化に努め、市民の防災・減災に関する意識の啓発を図ります。

【主な取り組み】

- ▶ 防火に関する情報発信
- ▶ 住宅や事業所の防火管理体制強化
- ▶ 防火に係る安全情報の発信

③消防体制の強化

複雑多様化する各種災害から市民の生命、身体及び財産を火災等の災害から守るため、消防自動車や消防水利等の整備拡充を図ります。

【主な取り組み】

- ▶ 消防施設等の整備強化
- ▶ 消防水利の整備拡充

④救急体制の拡充と応急手当等の普及・啓発

救急体制の強化と高度な救命処置を整備するため、計画的に高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材の更新を図ります。また、応急手当普及員を育成し、住民や事業所への応急手当普及啓発に努めます。

救急安心センター事業（#7119）の実施により、救急車を利用する際の相談窓口を設置することで、不安な市民に対し安全・安心を提供しつつ救急車の適正利用につなげます。

【主な取り組み】

- ▶ 救急体制の整備・拡充
- ▶ 応急手当普及員等の育成
- ▶ 救急活動への理解促進（救急車の適正利用）
- ▶ 救急救命士の育成・強化

基本施策（２）交通安全・防犯対策の強化

目指すまちの姿

地域や関係機関との連携のもと、こどもたちや高齢者への交通安全指導や交通指導員による立哨活動を行うとともに、交通安全施設の維持・充実や交通安全パトロールなどに取り組み、交通事故ゼロを目指します。また、防犯灯設置などへの支援を継続するとともに、通学路合同安全点検や各種防犯講話、少年非行防止、再犯防止に対する取り組みを通じ、犯罪や事件・事故を未然に防止し、安全で安心して暮らすことのできるまちを目指します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
交通安全教室の受講者数	5,417人	6,000人
防犯ボランティア団体数	45団体	55団体

現状と課題

- 交通安全施設については、市民や学校等からの危険場所改善の要望等の申し出や交通安全パトロールによる点検により、施設の整備を行っており、経年劣化による修繕箇所が増加への対応が求められています。また、信号機・横断歩道等の設置については、関係機関との連携強化が必要です。
- 地域安全モデル地区の指定や安全パトロール隊の結成、各種教室・訓練等は関係機関との連携で行っています。今後も各種関係機関との連携により、さらなる防犯対策の強化が必要です。
- 本市では刑法犯総数に対する再犯者の割合が高い傾向にあります。（令和4（2022）年57.4%）
- 経年劣化した防犯灯・防犯カメラの計画的な更新が必要となっています。



施策の展開

①交通安全対策の推進

各関係機関とともに、交通安全運動や交通安全教室等を開催し、交通安全意識の醸成を図ります。また、スクールゾーンやシルバーゾーン、信号機、横断歩道等の交通安全施設の維持・充実に努めます。

【主な取り組み】

- ▶ 通学路合同安全点検
- ▶ 交通安全パトロール
- ▶ 交通安全施設の維持管理及び整備
- ▶ 交通安全指導
- ▶ 各期交通安全運動出発式及びアイキャッチ運動等

②防犯対策の推進

宜野湾市地域安全条例に基づき、事件・事故の未然防止のため、「ちゅらさん運動」や青少年の非行防止活動の推進、通学路の防犯パトロール及び暴力団排除運動を推進するとともに、防犯灯の設置・維持管理の支援に努めます。

また、市内の刑法犯罪のうち、再犯者の割合が高い傾向にあるため、関係機関と連携し、再犯防止に努めます。

【主な取り組み】

- ▶ 地域安全モデル地区の継続支援
- ▶ 再犯防止に関する取り組みの推進
- ▶ 犯罪の未然防止活動の充実
- ▶ 防犯カメラ・防犯灯の設置、維持管理の支援

基本施策（3）環境保全や循環型社会の形成

目指すまちの姿

沖縄県地球温暖化防止活動推進センター等の関係機関と連携した環境教育、低炭素化の推進、ごみの減量化・再資源化等の取り組みにより、市民の環境保全に関する意識醸成を図り、低炭素社会と循環型社会の形成を目指します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
環境教育講習会の参加者数	461 人	1,425 人
家庭ごみの排出量	516 g / 人日	463g/人日
地球温暖化対策に関する出前講座の参加者数	-	200 人

現状と課題

- 沖縄県地球温暖化防止活動推進センター等の関係機関と連携して、こどもたちへの環境教育を進めているものの、成人を対象とした環境教育については取り組みが遅れています。今後は、さらなる市民への環境教育に取り組んでいく必要があります。
- ごみの減量化について、家庭ごみの一人当たりの年間排出量は、令和4（2022）年度200.5kgであり、令和元（2019）年度の190.8kgから増加しているため、ごみ問題に関して、市民や事業者の意識の向上に努めることが必要です。
- 市が行う事務事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取り組みを推進しているほか、温室効果ガス排出量の削減を目的として、宜野湾市地球温暖化対策実行計画を策定し、具体的取り組みを行っています。今後も、市民や事業所に対して、温室効果ガスの排出抑制や気候変動への適応に向けた取り組みに関する普及啓発が必要です。
- 令和6（2024）年度に実施した宜野湾市公共施設への再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査業務を踏まえ、太陽光発電設備等導入に向けた計画の策定等、再生可能エネルギー導入に向けた事業の推進が必要です。



施策の展開

①環境意識の啓発

自然保護や環境再生等への理解や関心を深めるため、身近にある自然等を活用した環境教育講習会を実施します。

また、地域の環境保全に関わる人材の育成に努めるとともに、市民・事業所・行政の各主体が、それぞれの役割に応じた地球温暖化対策を推進するための普及啓発及び支援を実施します。

【主な取り組み】

- ▶ 学校での環境教育の充実
- ▶ 環境保全に関わる人材育成
- ▶ 地球温暖化対策に関する普及啓発

②ごみの減量化・再資源化の推進

「ごみの分け方・出し方」の周知を徹底することによる、ごみの減量化・再資源化に取り組むとともに、リサイクルセンターを活用した再資源再利用化を推進します。

さらに、不法投棄の解消へ向けた取り組みを強化し、環境整備に努めます。

【主な取り組み】

- ▶ 「ごみの分け方・出し方」の周知
- ▶ ごみ減量化・再資源化の促進
- ▶ 不法投棄への対応強化

③低炭素社会の推進

低炭素社会の推進に向け、市が行う事務事業に関して、省資源・省エネルギーに取り組むことで、地球温暖化防止に積極的な役割を果たし、市民・事業所に対する普及啓発を行いながら、市域全体における温室効果ガスの排出量の削減に取り組めます。

【主な取り組み】

- ▶ 太陽光等の再生可能エネルギー、次世代自動車、LED照明の導入及び普及啓発
- ▶ 省エネルギー診断や ZEB 化可能性調査

基本施策（４）公害・環境衛生対策の推進

目指すまちの姿

人の活動に伴って発生する公害への対策や、害虫・ハブ・狂犬病等への環境衛生対策を継続して取り組むことで、市民が健康で快適に暮らせる生活環境を確保し、住みやすいクリーンなまちを目指します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
野焼きの年間通報件数	19件	10件以下
動物愛護に関する講習会の参加者数	300人	1,350人
狂犬病予防注射接種率	55.0%	60.0%

現状と課題

- 水質汚濁や悪臭の対策として、公共下水道への接続指導や浄化槽の適正管理指導に取り組んでいます。今後も、市民への生活排水対策及び水環境保全啓発に継続して取り組んでいく必要があります。
- 騒音や振動に関する規制基準・環境基準の類型を地域ごとに指定しています。騒音や振動の防止対策として、工場の設置や工事等に係る各種届出の啓発並びに指導監視等を行っており、今後も継続した取り組みが必要です。
- 田畑や住宅地域内での焼却慣習（野焼き）がいまだに根強く残っている状況にあります。周辺的生活環境及び住民への健康被害をもたらすおそれがあるため、継続した説明指導が必要です。
- 未登録の飼い犬が存在することと、市への登録は済んでいるものの狂犬病予防注射を行っていない飼い犬も存在するため、引き続き飼い犬の登録及び狂犬病予防注射接種の義務について、市民への周知が必要です。

施策の展開

①水質汚濁・悪臭防止対策の推進

河川等の水質汚濁や悪臭防止を図るための生活排水対策及び水環境保全の啓発に努めるとともに、公共下水道の普及を推進します。

また、工場等への悪臭防止対策の啓発及び指導監視に努めます。

【主な取り組み】

- ▶生活排水対策
- ▶水環境保全への意識啓発

②騒音・振動防止の対策

騒音や振動に関する規制基準・環境基準の啓発を図るとともに、交通騒音の常時監視及び特定建設作業、特定工場等の指導監視に努めます。

【主な取り組み】

- ▶規制基準や環境基準等の周知
- ▶交通騒音等監視の実施

③大気汚染防止の推進

野外焼却や粉じん等の苦情に対しては、迅速に現況を把握して有効な対策を講じるとともに、巡回指導を実施して啓発活動に努めます。

【主な取り組み】

- ▶野外焼却禁止の啓発
- ▶粉じん対策の実施
- ▶巡回指導の実施

④ペットの適正飼養の普及啓発、ハブ・害虫等対策の強化

動物愛護思想の普及啓発、ペットの適正な飼い方の助言・指導等を強化し、狂犬病予防注射の接種率向上や適正飼養の普及啓発を図ります。

また、ハブ・害虫対策及び空き地の適正管理を促し、市民が安心して健康に暮らせる生活環境の保全に努めます。

【主な取り組み】

- ▶ペットの適正な管理指導
- ▶ハブ・害虫等対策
- ▶空き地の適正管理指導

基本施策（５）快適な生活環境の整備

目指すまちの姿

宜野湾市都市計画マスタープラン等、各種計画に基づいた土地利用の規制・誘導を図るとともに、バリアフリー等に配慮した安全・安心な都市基盤の整備、計画的な住宅・住環境の整備に努め、誰もが快適に暮らし続けられるまちを目指します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
西普天間住宅地区土地地区画整理事業進捗率	62.1%	100%
普天間飛行場周辺まちづくり事業進捗率	45.6%	100%
市営住宅の長寿命化修改善事業実施率	33.3%	100%

現状と課題

- 宜野湾市都市計画マスタープランや都市交通マスタープラン・都市交通戦略に基づき、適切な土地利用・都市基盤整備に取り組んでおり、継続して取り組む必要があります。
- 用途地域など地域地区の指定及び見直し並びに地区計画等の決定については、関連事業の実施時期に合わせて検討を進めています。
- 宜野湾市景観計画に基づき良好な景観形成に取り組んでいます。今後は、地域特性に応じた景観形成や風致の維持を図るため、屋外広告物条例制定についても検討する必要があります。
- 普天間飛行場の周辺では、戦後急速な市街化が進展し、その過程において道路や公園などの公共施設の整備が不十分な密集市街地が形成されてきました。こうした密集市街地では、防災性の向上をはじめ住環境の改善が必要です。
- 市営住宅建替等の住宅整備に対する取り組みを計画的に行ってきましたが、今後は、既存市営住宅の計画的な修繕及び改善や空家等に対する対策等、既存住宅ストックの適正な管理・再生等に係る取り組みが求められています。
- 住宅の耐震化に取り組んでいます。自然災害が激甚化・頻発する中、大規模な地震に備え、危険性の高い住宅への対応が求められています。
- 西普天間住宅地区においては、沖縄健康医療拠点の形成に向けた道路や公園等の都市基盤整備について、ウォークアブルなまちづくりの観点も踏まえ整備が進められています。また、地区計画の決定や景観形成重点地区の指定を行っており、賑わいの創出や良好な景観形成に取り組む必要があります。

施策の展開

①適切な土地利用の規制・誘導

良好な市街地環境の形成に向けて、適切な土地利用の誘導に努めるとともに、市の振興に資する土地利用の展開を図ります。主に西海岸エリアの地域地区の指定や見直し、地区計画等の策定を行い、計画的な土地利用の誘導を図ります。

また、良好な景観形成に向けた景観づくりを推進します。

【主な取り組み】

- ▶ 地域地区の指定及び見直し、地区計画等の決定
- ▶ 良好な景観形成に向けた建築物や屋外広告物等の規制・誘導

②都市基盤の整備

基地跡地や密集市街地等について、土地区画整理事業等で公共施設と宅地の一体的・総合的な整備を推進し、また、各地区の現状や課題を踏まえ、民間企業や大学等との連携も視野に入れ、様々な整備手法により秩序ある都市基盤の整備を進めます。

【主な取り組み】

- ▶ 基地・基地跡地や周辺区域における市街地整備の推進
- ▶ 大山土地区画整理事業・西普天間住宅地区土地区画整理事業の推進

③住宅・住環境の整備

安心して暮らせる住宅・住環境づくりを促進するため、市の住宅施策、市営住宅整備、既存住宅ストックの適正な管理・再生等に関する方向性を示すとともに、住宅の耐震化支援やマンションの定期的な修繕を促進します。

【主な取り組み】

- ▶ 良質で安全な住宅整備、住環境整備の推進、住宅リフォーム事業の継続
- ▶ 公営住宅の計画的な修繕及び改善による長寿命化の推進
- ▶ マンション管理計画に基づく要綱の策定等、適正管理の促進
- ▶ 空家等対策計画に基づく空家等の適切な管理の促進
- ▶ 沖縄県居住支援協議会との連携及び宜野湾市居住支援協議会の設置の推進

④沖縄健康医療拠点形成の推進

西普天間住宅地区において、散策やウォーキングを通じて健康づくりを支援するため、快適で安全・安心な歩行空間の形成に努めます。

また、地区計画等において位置づけた緑化や建築物のデザインに関するルールに基づき、統一感のあるまち並みの形成に努めます。さらに、県道沿道の街区や琉球大学医学部に近接する街区の一部を「モデル街区」として位置づけ、店舗等を誘導することで、賑わいと回遊性のある街並みの形成を目指します。

(P32、74、76 参照)

【主な取り組み】

- ▶ 土地区画整理事業や都市公園事業等によるウォーカブルな歩行空間の整備
- ▶ 統一感のある街並みの形成、店舗等の誘導による賑わい創出

基本施策（6）交通ネットワークの整備

目指すまちの姿

市の中心に普天間飛行場が立地する特異な構造を有している本市において、市民生活の利便性に資する生活道路、幹線道路の整備を着実に推進し、公共交通の利便性を向上させるとともに、返還予定地を活用した道路や鉄軌道・軌道系交通システムなどの構築により、快適な交通ネットワークの確保を目指します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
3・4・71号普天間線 事業進捗率	51.3%	100%
真栄原54号 事業進捗率	40.9%	100%
真栄原55号 事業進捗率	11.4%	100%

現状と課題

- 市道宜野湾11号の開通等により、渋滞緩和等の一定の効果を得られているものの、いまだ主要幹線道路等において、交通渋滞が発生しています。特に、本市の道路交通網は、基地を迂回する形で構築されていることから、渋滞を避けた車両が一般生活道路へ流入し、交通事故や騒音等による生活環境の悪化が深刻な問題となっています。道路の整備等については、道路ネットワーク構築の上で必要な路線・区間の整備を図る必要があります。
- 道路（生活道路、幹線道路）に関しては、老朽化が進行しています。また、修繕箇所が多く、修繕費も年々増加する傾向にあることから、新たな財源確保も含め適切な対応が必要です。
- 平成30（2018）年に浦添北道路が開通したことにより那覇地域方面へのアクセスは向上しましたが、通過交通により西海岸エリアの交通混雑が発生しており、その緩和が求められています。
- 西普天間住宅地区周辺では、琉球大学医学部及び大学病院の開学・開院や、都市基盤整備による土地利用の進展等に伴い、今後ますます交通量が増加することが予想されます。関係機関と連携して渋滞対策を進めていますが、今後の交通状況をモニタリングしつつ、継続した取り組みが必要です。
- 基幹バスシステムの導入は、沖縄県公共交通活性化推進協議会の事業として取り組んでいます。
- 鉄軌道のルート等を具体的に検討する段階では、基地跡地利用や周辺地域のまちづくりと連携する必要があります。

施策の展開

①地域の移動を支える交通環境の確保

現在進めている生活道路の新設・改良工事などは、早期の供用開始に向け整備を推進します。

既存の生活道路の維持管理については、実情に即した取り組みを推進し、地域住民との連携による、安全・快適な環境づくりを進めます。

また、幹線道路周辺の生活道路や通学路においては、歩行者の安全性を確保するための取り組みを推進します。

【主な取り組み】

- ▶安全・快適な道路の整備
- ▶生活道路・通学路における安全対策の推進
- ▶ボランティア活動の促進
- ▶市道認定路線内の潰地面積を確定することによる用地取得の推進

②広域的な移動を支える交通環境の確保

幹線道路は、地域住民の意向を反映しながら事業化の目途を考慮した上で、都市計画決定を行うとともに、道路整備の必要性、重要性及び緊急性等を検討し、計画的な整備に取り組みます。

また、交通渋滞の解消や、安全性の向上等を図るため、既存の幹線道路の改良に取り組みます。

さらに、国道や県道など主要幹線道路の整備を促進します。

【主な取り組み】

- ▶交通基盤を確立する都市計画道路の整備、既存道路の改良
- ▶主要幹線道路の整備促進

③公共交通サービスの充実

交通渋滞の緩和、高齢者や障がい者等の交通弱者への外出支援、市民の利便性の向上をはじめ、環境に配慮したまちづくりの実現に向けて、公共交通の利用促進を図るとともに、公共交通サービスの充実に努めます。

【主な取り組み】

- ▶公共交通の利用促進
- ▶新規公共交通サービスの検討
- ▶モビリティ・マネジメントの推進
- ▶基幹バスシステムの導入推進（沖縄県と連携）

④鉄軌道・軌道系交通システム等の導入

関係機関（国・県等）と連携を図り、普天間飛行場跡地利用等を念頭に置いた軌道系交通システム等の導入を検討します。

【主な取り組み】

- ▶鉄軌道・軌道系交通システム等の導入検討

基本施策（7）上・下水道の整備

目指すまちの姿

市民へ安全・安心な水の安定的な供給を目指します。また、雨水の浸水対策や生活排水の適切な管理により、公共用水域の水質保全を図り、衛生的で快適なまちを目指します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
有収率（有収水量／総配水量×100）	96.5%	97.0%
管路耐震化率（耐震管延長／管路延長）	20.8%	28.6%
下水道接続世帯数	38,973 世帯	40,893 世帯
浄化槽等から公共下水道への接続件数	81 件	85 件

現状と課題

- 上水道については、普及率 100%、有収率 96.5%であり良好な経営状況です。災害時に避難所や医療拠点となる重要給水施設へ配水する管をはじめとした、老朽管の更新による水道管の耐震化が求められており、管路耐震化率は管路全体で 20.8%、基幹管路では 52.6%となっています。
- 全国的に水道管の老朽化が課題となっており、本市においても同様に課題となっています。老朽管の更新（耐震化）には多大な費用が必要となることから、法定耐用年数を迎えた老朽管についても、管路の健全度等も見極めながら、計画的な施設整備を進める必要があります。また、西普天間住宅地区の整備以降も、引き続き大規模な開発事業の計画があることから、将来の水需要を正しく予測し、適切な施設能力を有した配水池や配水管の新設、改良を行っていく必要があります。
- 下水道については、汚水管の人口普及率が 96.2%となっており、西普天間住宅地区などの基地返還に伴う跡地利用の新規開発や私道等への汚水管布設が未整備箇所となっています。雨水管については面積整備率が 88.7%となっており、浸水区域の整備については概成しておりますが、対策規模を上回る大雨も想定されるため、整備水準の見直しを含めたさらなる浸水対策の取り組みが必要となっています。また、既存施設の汚水管・雨水管等の経年劣化に伴う更新または改修工事を行っていく必要があります。さらに、私道等への汚水管布設については地権者との合意形成が課題となっています。
- 下水道事業においては令和 9（2027）年度より国土交通省が推進しているウォーター PPP レベル 3.5（管理・更新一体マネジメント）の導入が社会資本整備総合交付金の交付要件として示されていることから、同制度の導入方法も視野に入れながら、効率的で効果的な事業の推進を図る必要があります。

施策の展開

①上水道の整備

計画的な管路更新による耐震化及び新たな開発区域への水道施設の整備を行い、新規水需要への安定的な水の供給に努めます。

また、漏水防止の対策、水道施設の計画的な管理を行い、有収率の向上に努めます。

さらに、水の安全性の確保から、貯水槽水道設置者へ適正な管理指導を行います。

【主な取り組み】

- ▶ 送配水管の整備及び配水池の設置計画
- ▶ 漏水防止対策の強化
- ▶ 水道施設の計画的な維持管理の強化
- ▶ 貯水槽水道の適正管理の強化指導

②下水道の整備

中部流域下水道計画と整合を図りながら、公共下水道の整備を促進し、水質の保全等に努めるとともに雨水による浸水対策を推進します。

また、管理体制を強化し、計画的な下水道施設の維持管理に努めます。

さらに、広報等により、下水道事業や生活排水処理に対する理解促進を図り、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保持に努めます。

【主な取り組み】

- ▶ 公共下水道の整備
- ▶ 下水道施設の計画的な維持管理及び体制の強化
- ▶ 下水道に関する広報活動の充実
- ▶ 接続補助金の活用等による公共下水道接続の促進
- ▶ 下水道分野における管理・更新一体マネジメント方式（ウォーターPPP）の導入

基本施策（8）公園・緑地及び墓園等の整備

目指すまちの姿

都市公園の整備や維持管理に加え、市民の緑化意識の高揚による緑化の推進等により、緑あふれるまちを目指します。また、墓地の点在化抑制や既存墓地の適正管理により、墓地立地と調和したまちを目指します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
市民1人当たり公園面積	4.0 m ²	4.2 m ²
宜野湾海浜公園施設の利用者数	665,932人	875,000人

現状と課題

- 本市における都市公園の計画面積（令和6（2024）年3月末現在）は、587,100 m²、整備済み公園面積は、400,597 m²となっています。また、本市の骨格となる緑地（連続した斜面緑地や宇地泊川周辺のまとまった緑地）は、森林整備計画対象民有林や河川区域として指定しており、継続的な取り組みが必要です。
- 市民一人当たり公園面積は令和6（2024）年3月現在で4.0 m²/人となっています。宜野湾市みどりの基本計画において位置づけた市民一人当たり必要な公園面積（5.9 m²/人）を確保するためには、既決定公園の早期整備及び新たな公園整備を図る必要があります。また、本市の骨格となる緑地を保全・活用していくための方策を検討する必要があります。
- 都市公園等のうち、約6割が設置から30年以上経過し、老朽化が進行していますが、長寿命化計画に基づき適切な維持管理に努めています。
- 市内各地において愛護団体が緑化活動に取り組み、街の美化や緑化推進に貢献しており、愛護団体に対し助成金や原材料等を支給し活動を支援しています。また、地域における緑化イベントの開催や、花苗・苗木の配布を実施し緑化啓発を図っており、継続的な取り組みが必要です。
- 既存の公営墓地（野嵩霊園）は飽和状態であり、西普天間住宅地区へ公営墓地の整備を進めておりますが、墓地需要への対応が必要です。また、現在は、個人墓地を容認しており、住環境への配慮等の観点から点在化を抑制することが必要です。
- 火葬場がない本市においては、火葬までの待機日数が長期化する傾向にあることに加え、高い費用を負担しなければならない状況にあります。市民への負担軽減を図るため、令和5（2023）年度より、火葬等を実施したものに対して、費用の一部を助成していますが、引き続き火葬需要への対応方策について検討する必要があります。

施策の展開

①都市公園等の整備

市民の身近なレクリエーションの場、災害時の避難場所となる公園・緑地等の整備・保全を推進します。特に、西普天間住宅地区においては、豊かな自然環境の中で歴史・文化に触れ合うとともに、交流・レクリエーションの拠点となる公園整備を推進します。

【主な取り組み】

- ▶ 公園の整備
- ▶ 西普天間住宅地区における都市公園の整備
- ▶ 既存緑地の保全
- ▶ 公園のユニバーサルデザイン化

②都市公園等の維持・管理運営

都市公園等は、長寿命化計画に基づき施設の維持管理に努めます。

また、都市公園の施設等の更新に当たっては、災害時における指定緊急避難場所としての視点も踏まえて整備検討を図ります。

【主な取り組み】

- ▶ 施設の長寿命化

③緑化の推進

緑あふれるまちづくりを展開していくために、学校や地域の緑化ボランティア団体の支援に努めるとともに、緑に親しむ自然教育や、緑化イベント等により緑化意識の高揚を図り、市民との協働による緑のまちづくりを推進します。

【主な取り組み】

- ▶ ボランティア団体との協働による緑化の推進
- ▶ 緑化活動の支援、緑化の啓発

④墓園等の整備

墓地の点在化を抑制するとともに、既存墓地の適正管理に努めます。

また、市街地整備や都市施設整備等に合わせた墓地の集約化を検討し、基地跡地利用計画における墓園の整備や土地集約型墓地の建設を検討するとともに、西普天間住宅地区の墓地ゾーンにおける公営墓地の整備を進め、緑地の活用及び整備についても検討します。

さらに、火葬場整備については、広域整備も含めて引き続き検討を進めます。

【主な取り組み】

- ▶ 墓地立地とまちづくりとの調和に向けた普及啓発
- ▶ 公営墓地の整備、火葬場整備の検討

基本目標 6

平和をつなぎ、未来へ発展するまち

基本施策（１）基地問題への対応

目指すまちの姿

基地被害 110 番等を通しての市民の声や、基地被害の実態を正確に把握し、市民が実感できる危険性の除去、基地負担軽減策を着実に実現するとともに、基地の固定化を絶対に阻止し、市民の願いである普天間飛行場の一日も早い閉鎖・返還を実現することにより、市民が平和で安全な生活を送ることができるまちを目指します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
普天間飛行場問題に関する情報発信	パンフレット及びホームページを活用、SNS の活用を検討	情報発信のあり方（SNS 等）の改善
普天間飛行場の全面返還の実現に向けた返還期日の早期確定	普天間飛行場の返還期日の早期確定に向けた取り組みの実施	普天間飛行場の返還期日の早期確定
基地被害に関する市民アンケートの実施	基地被害に関する市民アンケートの実施に向けた検討	基地被害に関する市民アンケートの実施及び結果の公表

現状と課題

- 市域の約 24% を占める普天間飛行場は、市の中心部に位置し、航空機事故の危険性や騒音等市民生活に大きな負担となっており、一日も早い返還が強く望まれています。
- KC130 空中給油機の移駐や米軍再編に係る訓練移転等負担軽減が図られていますが、夜間騒音や外来機の飛来も多く、市民が実感できる基地負担軽減策の着実な実施が早急に求められています。
- 普天間飛行場は、平成 8（1996）年に日米両政府において返還が合意されたものの、実現しないまま日米合意から 28 年が経過しており、その間、沖縄国際大学へのヘリ墜落事故や普天間第二小学校グラウンドへの米軍ヘリ窓落下事故、泡消火剤漏出事故など、危険性は放置され続けています。
- 返還合意の原点は「危険性の除去」と「基地負担軽減」であり、普天間飛行場が固定化されることは絶対にあってはならず、目に見える形での進展が求められています。
- 令和 6（2024）年 1 月 10 日より普天間飛行場代替施設建設の埋め立て工事が再開されましたが、国からいまだ返還期日は示されておらず跡地利用に関する取り組みを早急に具体化させていくためにも、早期に返還期日を確定することが強く求められています。

施策の展開

①普天間飛行場の一日も早い閉鎖・返還の実現に向けた取り組み

一日も早い普天間飛行場の閉鎖・返還に向け、普天間飛行場代替施設の提供手続きの完了までの期間短縮を図るとともに、早期に返還期日を確定するよう日米両政府に対し粘り強く要請を続けていきます。

また、SNS等を活用した市民アンケート等を通して市民意見の集約に努め、市民の声をより反映した要請行動を行っていきます。

【主な取り組み】

- ▶ 市民の声をより反映した国・県・米国に対する要請行動の実施
- ▶ 市民や県内外に対する情報発信
- ▶ 関係機関に対する情報発信

②普天間飛行場が返還されるまでの間の危険性除去及び基地負担軽減の実現に向けた取り組み

基地被害110番等に寄せられる苦情やSNS等を活用した市民アンケート等により市民の声や基地被害の実態を把握し、関係機関への要請等を通して、市民が実感できる危険性の除去や基地負担軽減策の着実な実現を強く求めています。

【主な取り組み】

- ▶ 基地被害の防止対策の推進
- ▶ 基地負担軽減促進対策の実施
- ▶ 基地騒音対策（実態調査）
- ▶ 進入及び出発経路を含む場周経路の順守に向けた働きかけ

基本施策（２）基地跡地利用の推進

目指すまちの姿

返還が実現したキャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）については、跡地利用の先行モデル地区として琉球大学医学部及び大学病院を中心とした沖縄健康医療拠点の形成のため、土地区画整理事業等によるまちづくりや健康増進事業を進めることで「自然に健康になれる」まちづくりを目指します。

今後、返還が予定されている普天間飛行場は、本島中南部都市圏の中心に位置し、大規模であることから、新たな沖縄の振興拠点はもとより、我が国全体やアジア地域を牽引する拠点となることが期待されています。世界に誇れる優れた環境の創造「みどり（歴史・緑・地形・水）の中のまちづくり」を目指します。

インダストリアル・コリドー地区は、国より具体的な返還時期が明示されていませんが、跡地利用計画の策定へ向けた地権者合意形成活動等を継続し、本地区も含め西普天間住宅地区をはじめとする周辺地域への賑わいの創出などに資するまちづくりを目指します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
普天間飛行場跡地利用計画の策定進捗状況	跡地利用計画策定に向けた行程計画等の更新案作成	跡地利用計画策定に向けた全体計画の取りまとめ
普天間飛行場土地先行取得面積	約 13.7ha	約 28.7ha
インダストリアル・コリドー地区土地先行取得面積	約 0.5ha	約 2.5ha

現状と課題

キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）

- 基地跡地利用の先行モデル地区として琉球大学医学部及び大学病院を核とした沖縄健康医療拠点形成のまちづくりを進めています。また、令和7（2025）年1月には琉球大学病院の開院、同年4月には琉球大学医学部の開学を予定しています。

普天間飛行場

- 普天間飛行場の跡地利用の具体化のため、跡地開発に向けた推進体制の整備、制度の構築、事業手法・実施主体の確立、開発費用など各種課題があり、計画内容の具体化に向けた継続的な取り組みについて、国、沖縄県と連携して促進する必要があります。

インダストリアル・コリドー地区

- インダストリアル・コリドー地区は、国より具体的な返還期日が示されていないことから、早期の返還期日の確定を強く求めていく必要があります。
- 地権者や同地主会と協働しながら跡地利用計画の策定へ向けた合意形成活動の取り組みを推進する必要があります。



施策の展開

① 沖縄健康医療拠点の形成による跡地利用の推進

返還されたキャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）の跡地利用に関しては、琉球大学医学部及び大学病院を中心とした、沖縄健康医療拠点の形成に寄与する跡地利用を推進します。（P32、62、76 参照）

【主な取り組み】

- ▶ 沖縄健康医療拠点形成に向けた関係機関との連携

② 普天間飛行場跡地利用の推進

普天間飛行場の跡地利用について、国・県等との連携・調整を図り、地権者・市民・県民等との合意形成や情報発信等を行うとともに、配置方針、各拠点ゾーン、導入機能など分野別の計画内容（環境づくり、土地利用及び機能導入、都市基盤整備、周辺市街地整備との連携）の更新・詳細化に向け、跡地利用計画の策定、特定事業の見通しに基づく土地の先行取得等を推進します。

【主な取り組み】

- ▶ 合意形成活動の推進
- ▶ 跡地利用に関する情報発信
- ▶ 跡地利用計画の策定
- ▶ 土地の先行取得の推進

③ インダストリアル・コリドー地区の跡地利用の推進

今後、返還予定のインダストリアル・コリドー地区の円滑な跡地利用の推進が図れるよう、返還動向を踏まえながら、社会情勢の変化等に対応した跡地利用計画の検討を引き続き行います。また、地権者との意見交換やニュースなどの発行等による情報発信を継続し、合意形成活動の取り組みを推進します。

さらに、特定事業の見通しに基づき、公共公益施設用地（緑地・公園）確保のための土地の先行取得を推進します。

【主な取り組み】

- ▶ 跡地利用計画に係る検討
- ▶ 跡地利用に関する情報発信
- ▶ 合意形成活動の推進
- ▶ 土地の先行取得の推進

『基地跡地利用の先行モデル地区となる西普天間住宅地区の沖縄健康医療拠点形成』へ向けて



沖縄健康医療拠点形成まちづくりの主要な施策・事業等

モデル街区

【琉球大学との連携】
歩行空間のデザインは琉球大学と連携

道路高質化（歩道デザイン）

- ・木陰を形成する街路樹の配置
- ・カラー舗装の設置
- ・夜間照明の設置
- ・無電柱化



《イメージ図・写真》

地区計画・景観形成重点地区の指定

- 建物1階部分にはにぎわいの形成に寄与する店舗等を誘導
- 壁面後退（セットバック）と壁面後退部分の有効活用
- 緑と調和した良好な街並み形成（建築物等の形態・意匠・色彩等の基準設定）



喜友名23号
西普天間線から国道58号へのアクセス道路

アンナ橋
インジャー緑地保全と西海岸の眺望に配慮した橋梁(L=約90m)

公営墓地 (0.7ha)
墓地区画・納骨堂
緑地の整備・保全

普天間旧道
街区公園にて文化財保存・活用

ミーガ（湧水）
文化財・湧水等を西普天間総合公園にて保存・活用

大規模保留地 (1ha)

琉球大学病院保育園 (事業所内保育事業)
定員70人 (従業員枠46人・地域枠24人)
※大学・市・連携による

健康医療プラザ
健康づくりの拠点
市民利用可能

モデル街区 (幹線沿道地域)

モデル街区 (県道沿道地域)

西普天間ウェルネスタウン
沖縄健康医療拠点

住居等ゾーン・都市公園・墓地ゾーン等



- 大規模保留地における健康・医療に資する機能誘導
- 地区内の周遊を補完する遊歩道の設置
- 公園内の多自然・文化財を周遊できる散策路整備

その他：防災まちづくり（無電柱化、防災公園等）、文化財・湧水等の保全、公共施設整備（【仮称】西普天間総合公園、公営墓地等）、西海岸への眺望の保全等

宜野湾市と琉球大学との包括連携協定

【保健医療、福祉の向上】
市民の健康増進に資する事業の推進等（関連8～9P）
産学官連携のわんスマート健康増進プロジェクト

宜野湾市 琉球大学 沖縄セルラー

【まちづくり・地域づくりの推進】
大学施設の市民利用等に関する覚書に基づく駐車場や体育館等の市民利用による地域のにぎわい創出等

その他／各種産業の振興、教育、人材育成、文化の振興、救命救急・防災等

沖縄健康医療拠点ゾーン（琉球大学関係施設）



大学病院 医学部 立体駐車場 体育館

※本資料は、【仮称】西普天間総合公園基本設計へ琉球大学などの各種図面等を反映し作成したものです。※本地区は、「西普天間住宅地区土地区画整理事業」により面整備を行っています。※本資料の記載内容は、変更となる場合があります。

基本施策（3）平和行政・平和教育の推進

目指すまちの姿

世界平和を希求する「宜野湾市反核、軍縮を求める平和都市宣言」の理念の下、戦争の悲惨さ、平和の大切さ及び命の尊さを次代へ継承するため平和行政・平和教育を推進します。

目標指標

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
宜野湾市平和大使の延べ人数	36人	90人

現状と課題

- 平和祈念事業を実施し、平和の継承と発信に取り組んでいます。
- 激戦地として知られる嘉数高台公園には、多くの修学旅行生等が訪れており、現地の歴史ガイドとして、嘉数区自治会の戦争体験者（語り部）等が説明を行っています。
- 戦争体験者が年々減少する中、沖縄戦を風化させることなく、戦争の実相を正しく理解し、平和を継承していく仕組みづくりが喫緊の課題となっています。
- 平和大使育成事業として、宜野湾市平和大使を育成し、沖縄戦について学ぶ県内研修や県外の被爆地等の実相を学び、戦争の悲惨さ等を次の世代へ継承する人材育成を継続する必要があります。
- 教職員の経年研修や校内研修等において、平和教育を位置づけ、教師の指導力向上を図るとともに、児童・生徒が主体的に考えることができる平和教育の推進に取り組む必要があります。

施策の展開

①平和意識の啓発

市民啓発イベントや平和に関する学びを通して、戦争の悲惨さや平和の大切さ、命の尊さを発信し、市民の平和意識の高揚を図ります。

【主な取り組み】

- ▶ 平和都市宣言の趣旨に沿った取り組みの強化
- ▶ 平和意識の啓発及び平和学習の充実

②宜野湾市平和大使の育成

戦争の悲惨さや平和の大切さ、命の尊さを次の世代へ継承する人材の育成を図るため、宜野湾市平和大使の育成に取り組めます。

【主な取り組み】

- ▶ 宜野湾市平和大使育成のための県内及び県外研修の実施

③平和教育の充実

体験的な学習を行うとともに、地域の人材を活用し、家庭や地域社会との連携を図り、指導充実に努めます。

【主な取り組み】

- ▶ 体験談や証言等の文献調査
- ▶ 地域の戦跡や資料館における実地調査